

# 九度山町地域防災計画

地震災害対策計画編（案）

令和~~4~~8年3月改訂

九度山町防災会議



## 目次

第1編 総 則 .....	1
第1章 総 則 .....	3
<del>第5節 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画 .....</del>	<del>3</del>
第2章 九度山町の地震災害 .....	6
第1節 地震による災害<地域防災課> .....	6
第2節 既往被害地震<地域防災課> .....	8
第3章 地震被害想定 .....	11
第1節 平成26年10月県公表地震被害想定<和歌山県、地域防災課> .....	11
第2節 平成18年 <del>3</del> 5月県公表地震被害想定<和歌山県、地域防災課> .....	22
第4章 地震防災対策の実施に関する目標<地域防災課> .....	26
第5章 町及び防災関係機関の実施責任と業務大綱<地域防災課> .....	26
第2編 災害予防計画 .....	27
第1章 砂防防災計画<建設課、福祉課、教育委員会、地域防災課> .....	29
第2章 山地防災計画<建設課、産業振興課> .....	29
第3章 地すべり防止計画<建設課、福祉課、教育委員会、地域防災課> .....	29
第4章 急傾斜地崩壊防止計画<建設課、福祉課、教育委員会、地域防災課> .....	29
第5章 ため池防災計画<建設課> .....	29
第6章 道路防災計画<建設課、地域防災課、産業振興課> .....	30
第7章 火災予防計画<伊都消防組合、消防団、地域防災課、住民課、福祉課、建設課、橋本警察署> .....	31
第8章 地震防災施設緊急整備計画<地域防災課> .....	33
第9章 建造物災害予防計画<建設課> .....	34
第10章 宅地災害予防計画<建設課> .....	35
第11章 下水道等施設災害予防計画<上下水道課> .....	36
第12章 上水道施設災害予防計画<上下水道課> .....	36
第13章 文化財災害予防計画<教育委員会、伊都消防組合、消防団> .....	36
第14章 危険物等災害予防計画<伊都消防組合> .....	36
第15章 公共的施設災害予防計画<NTT西日本株式会社和歌山支店、株式会社NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社> .....	36
第16章 防災救助施設等整備計画<全課、伊都消防組合、消防団> .....	36
第17章 防災行政無線整備計画<地域防災課> .....	36
第18章 防災訓練計画<全課、伊都消防組合、消防団> .....	37
第19章 防災知識普及計画<地域防災課、教育委員会、伊都消防組合、総務課> ..	40

第20章	自主防災組織整備計画<地域防災課、自主防災組織>.....	45
第21章	災害時救急医療体制確保計画<住民課、地域防災課>.....	45
第22章	要配慮者避難行動要支援者対策計画<福祉課、地域防災課、住民課、教育委員会、企画公室>.....	47
第23章	ボランティア活動環境整備計画<福祉課、総務課、九度山町社会福祉協議会>.....	47
第24章	企業防災の促進に関する計画<産業振興課>.....	47
第3編	災害応急対策計画.....	49
第1章	情報計画.....	51
第1節	地震情報等の伝達計画<和歌山地方気象台、和歌山県、地域防災課、伊都消防組合>.....	51
第2節	被害情報等の収集計画<地域防災課、伊都消防組合、税務課、住民課、施設所管各部署>.....	57
第3節	災害通信計画<総務課、地域防災課>.....	60
第4節	災害広報計画<地域防災課、総務課、住民課、業務所管各部署、防災関係機関>.....	60
第5節	生活関連総合相談計画<住民課、福祉課、税務課、総務課、地域防災課>.....	60
第2章	地震消防計画<伊都消防組合、消防団>.....	61
第3章	罹災者救助保護計画.....	63
第1節	災害救助法の適用計画<福祉課>.....	63
第2節	被災者生活再建支援法の適用計画<福祉課、地域防災課>.....	63
第3節	避難計画<教育委員会、地域防災課、福祉課、住民課>.....	63
第4節	食糧食料供給計画<産業振興課、地域防災課>.....	63
第5節	給水計画<上下水道課>.....	63
第6節	物資供給計画<地域防災課、福祉課>.....	67
第7節	住宅・宅地対策計画<建設課>.....	67
第8節	医療助産計画<住民課>.....	67
第9節	罹災者救出計画<伊都消防組合、消防団、地域防災課、関係各部、関係機関>.....	67
第10節	住居等の障害物除去計画<建設課>.....	68
第11節	災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画<福祉課>.....	68
第12節	遺体捜索処理計画<橋本警察署、地域防災課、住民課>.....	68
第13節	災害義援金品配分計画<総務課、福祉課、出納室>.....	68
第14節	外国人支援計画<企画公室、地域防災課>.....	68
第15節	要配慮者対策計画<福祉課、地域防災課、学校教育課教育委員会>.....	68
第16節	その他の被災者保護計画<地域防災課、各施設管理者>.....	68
第4章	保健衛生計画<住民課、建設課、福祉課>.....	69
第5章	公共土木施設等応急対策計画<建設課、上下水道課>.....	69
第6章	農林関係災害応急対策計画<産業振興課>.....	69
第7章	事故災害応急対策計画<南海電気鉄道株式会社、伊都消防組合、橋本警察署、	

地域防災課、建設課＞	69
<del>第1節 鉄道施設災害応急対策計画</del>	<del>69</del>
<del>第2節 道路災害応急対策計画</del>	<del>70</del>
第8章 危険物等災害応急対策計画＜伊都消防組合＞	70
第9章 公共的施設災害応急対策計画＜N T T西日本株式会社和歌山支店、株式会社 N T Tドコモ、N T Tコミュニケーションズ株式会社、K D D I株式会社、 ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、関西電力送配電株式会社和 歌山本部、地域防災課＞	70
第10章 文教対策計画＜教育委員会＞	70
第11章 震災対策要員の計画＜福祉課、地域防災課、九度山町社会福祉協議会、総務 課、業務所管各部署＞	70
<del>第1節 ボランティア受入れ計画</del>	<del>71</del>
<del>第2節 労働者の確保計画</del>	<del>71</del>
第12章 交通輸送計画＜和歌山県、建設課、橋本警察署、地域防災課、防災関係機関 ＞	71
第13章 自衛隊派遣要請等の計画＜本部、地域防災課＞	71
第14章 県防災ヘリコプター活用計画＜伊都消防組合、地域防災課＞	71
第15章 相互応援計画＜業務所管各部署＞	72
第16章 <del>相互応援計画</del> <a href="#">防災拠点施設活用計画</a> ＜業務所管各部署＞	72
第17章 広域防災体制の計画＜業務所管各部署＞	72
 第4編 災害復旧・復興計画	 73
第1章 施設災害復旧・復興事業計画＜施設所管各部署＞	75
第2章 災害復旧資金計画＜業務所管各部署＞	75
第3章 罹災証明発行計画＜地域防災課、税務課、伊都消防組合＞	75
第4章 災害復旧・復興計画＜業務所管各部署＞	75
 第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画	 77
第1章 総 則	79
第1節 推進計画の目的＜地域防災課＞	79
第2節 推進地域	79
<del>第3節</del> 南海トラフ地震臨時情報等について＜地域防災課＞	<del>80</del>
<del>第4節</del> 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱＜地域 防災課＞	<del>80</del>
第2章 地震発生時の応急対策等	81
第1節 地震発生時の応急対策＜施設所管各部署、業務所管各部署、自主防災組織、防災関 係機関、医療機関＞	81
第2節 資機材、人員等の配備手配＜地域防災課＞	85
第3節 他機関に対する応援要請＜近畿地方整備局、陸上自衛隊第37普通科連隊、地域防災	

課>.....	86
第3章 時間差発生等における円滑な避難の確保等.....	87
第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置<和歌山地方気象台、地域防災課>.....	87
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置<和歌山地方気象台、防災関係機関、各事業者、全課>.....	89
第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画<地域防災課、建設課>..	91
第5章 防災訓練計画<地域防災課>.....	92
第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画<地域防災課>.....	93

# 第1編 総則



# 第1章 総則

基本計画編第1編第1章「総則」を準用する。

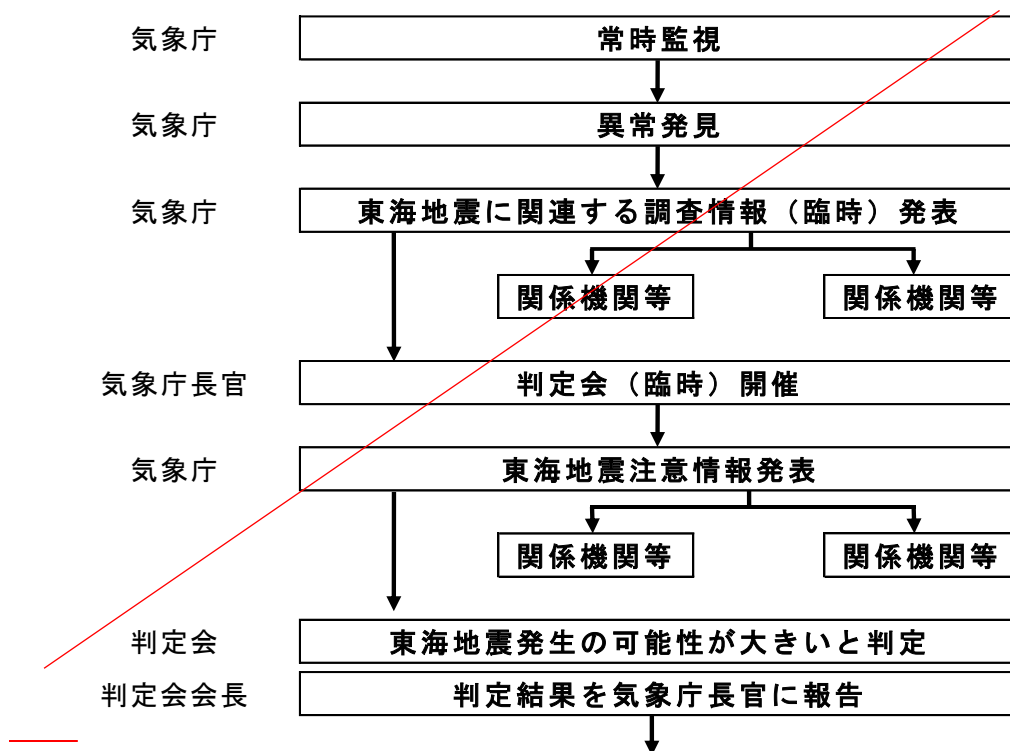
## 第5節—東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画

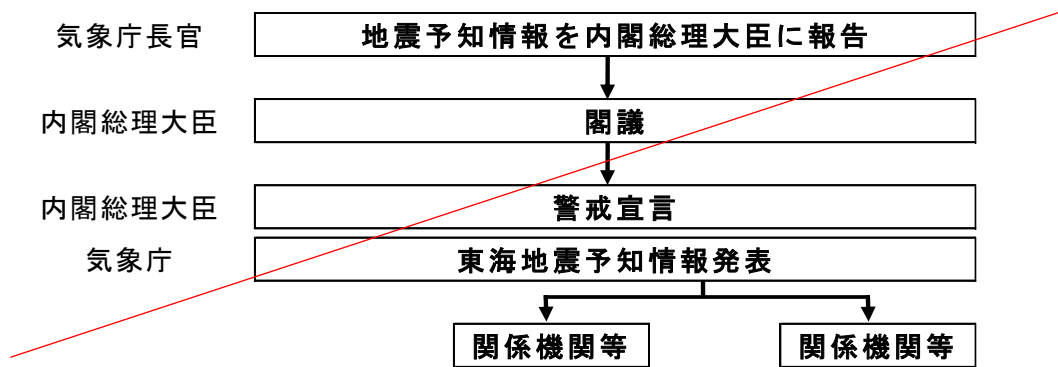
### 1—計画方針

~~地震災害に関する警戒宣言が発せられた場合に、社会的混乱の発生を防止することを主眼に、東海地震による被害を最小限に留めるための防災措置を講ずることにより、町民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的として、必要かつ有効な措置を定める。~~

### 2—計画内容

#### (1)—警戒宣言までの流れ





~~(2) 県の基本方針~~

~~ア 東海地震が発生した場合、著しい被害を生ずるおそれがある地域として東海地方を中心に地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）が指定されているが、和歌山県はこの地域に含まれていないため、警戒宣言発令中においても都市機能は平常どおり確保する。~~

~~イ ただし、和歌山県は、駿河湾と直線距離約210～280kmの地域にあるため、東海沖で地震が発生した場合の県民の生命、身体、財産の安全の確保を図る必要があるほか、東海・南海トラフ地震の同時発生や東海地震が南海トラフ地震を誘発するおそれもある。~~

~~よって、警戒宣言が発令されたときから地震の発生、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置を定めるとともに、東海地震注意情報発表から警戒宣言の発令、又は気象庁から東海地震の発生のおそれなくなった旨の情報が発表されるまでの間についても、必要な措置をとる。~~

~~(3) 東海地震注意情報発表時の県の措置~~

~~ア 情報の入手・伝達~~

~~(ア) 情報の入手~~

- ~~① 和歌山地方気象台からの通報~~
- ~~② テレビ・ラジオ等報道機関を通じた情報の入手~~

~~(イ) 情報の伝達~~

~~県は東海地震注意情報を入手した場合は、速やかに各市町村等へ伝達するものとする。なお、その場合の伝達経路は、気象予警報の伝達経路の一部を利用する。~~

~~(4) 警戒宣言発令時の県の措置~~

~~ア 情報の入手・伝達~~

~~(ア) 情報の入手~~

- ~~① 和歌山地方気象台からの通報~~
- ~~② テレビ・ラジオ等報道機関を通じた情報の入手~~
- ~~③ 警戒宣言が発令された場合、直ちに地震予知情報の内容について国民に周知されるので、防災関係機関及び町民も、緊急放送を始め、報道機関を通じて情報の入手に努める。~~

~~(イ) 情報の伝達~~

~~県は地震予知情報により内閣総理大臣から警戒宣言が発令された旨の情報及びその後において警戒宣言等を内容とする情報を入手した場合は、速やかに各市町村等へ伝達するものとする。~~

~~なお、その場合の伝達経路及び勤務時間外の連絡方法については、東海地震注意情報発表時に準じる。~~

~~(5) その他~~

~~町は、警戒宣言発令時の対応として、自主避難先が必要な場合には、特定の避難所の開設、避難指示等の発令、倒壊の可能性のある建物からの避難の呼びかけ等、人的被害を軽減するための措置を積極的に講ずるものとする。~~

## 第2章 九度山町の地震災害

### 第1節 地震による災害

<地域防災課>

古来日本では、地震と津波は、しばしば大規模な災害をもたらしてきたが、和歌山県もその例にもれず、特に海岸部が全長約650kmに及ぶリアス式となっているため、地震動そのものによる災害よりも、津波による災害が大きくなっている。

地震を感じた場所における地震動の強さ（揺れの強さ）は、計測震度計によって0から7まで10階級（気象庁震度階級）の震度に分けるが、これは地震そのものの強さを示すものではない。一つの地震の震度分布は、震源からの距離や地盤状態などによって異なる。

地震そのものの大きさを表す尺度としては、マグニチュード（M）が用いられる。地震によって放出される総エネルギーの関係から定義される地震の規模が求められ、発表されている。このMの値が0.1だけ増すと総エネルギーは1.4倍に増し、Mが1.0増すと32倍に増すことになる。このMによって、7以上のものを大地震、5以上7未満のものを中地震、3以上5未満のものを小地震、1以上3未満のものを微小地震、1未満を極微小地震と分類する。しかし、これとは別にMの値によらず、単に大きな地震という意味で「大地震」という言葉が使われることもある。また、Mが8クラスの地震は「巨大地震」と呼ばれることがある。

歴史時代の記録や、地震計による観測結果から見て、日本において大地震の頻発した地域とそうでない地域とが区分できる。和歌山県は地震頻発の地域に属し、大きな地震発生の可能性も少なくない。

『九度山町史』によると、地震災害については、被害の生じた地震についての記述はない。最近の大きな揺れでは、1946年（昭和21年）の、南海トラフのずれが原因で発生した昭和南海地震では和歌山市で震度5を、1995年（平成7年）の阪神・淡路大震災では、和歌山市で震度4を計測している。本町での地震動は、山地より紀の川沿いの沖積層、洪積層の地域においてより大きい揺れを受けやすいので注意が必要である。ただし、中央構造線上に震央をもつ内陸の直下型地震が発生したときは、町内全域で強い揺れを受ける可能性がある。また、揺れだけでなく、地震動による土砂災害警戒区域等での急傾斜危険箇所地の斜面崩壊、地すべり等の危険についても考慮する必要がある。本町での液状化は、紀の川沿いの沖積層、洪積層の地域及び学校等盛土を行った箇所では、局所的に液状化が起こる可能性がある。

次に、本県の地震を災害面から、内陸部に起こったものと、大津波を起こした海底の地震とに大別して説明する。

#### 1 内陸部を震源とする地震

本県では、歴史の資料により938年（天慶元年、M7）以降、古くから数々の陸域の地震によって被害を受けてきたことが知られているが、震源が県内にあると推定されている地震の数は少ない。

しかし、紀伊半島南部に被害が生じたとの記録がいくつかあることを考えると、必ずしも県内で発生した地震が少ないかどうかは明確ではない。さらに、活断層のない地域や紀伊水道も含めて、県内で局所的に、M7より小さい被害が生ずる地震が発生することがある。被害地震として

は、明治以降では、1906年（明治39年、M6.2）と1924年（大正13年、M5.9）の日高川流域の地震、1938年（昭和13年）の田辺湾沖の地震（M6.8）、1948年（昭和23年）の田辺市付近の地震（M6.7）などが知られている。

また、周辺地域で発生する地震や1899年（明治32年）の地震（M7.0、推定の深さ40～50km：紀伊大和地震と呼ぶこともある。）や1952年（昭和27年）の吉野地震（M6.8、深さ60km）のように沈み込んだフィリピン海プレート内で発生する、やや深い地震によっても被害を受けることがある。

## 2 海底を震源とする地震

海底に大きな地震が起こり、そこに陥没あるいは隆起が瞬間的な時間に発生することにより、海水が海底から水面までほとんど一様に動かされて波が発生し、それがいわゆる長波として伝わる。

記録によると、684年（天武13年）11月29日の天武地震（M8<sup>1</sup>/<sub>4</sub>）を始めとして、古来、本県に津波の災害を与えた南海トラフ沿いの地震では、100～150年ごとに巨大地震が発生しており、そのたびに地震動・津波両面で大きな被害を出している。近年の地震として1707年宝永地震（M8.6）、1854年安政南海地震（M8.4）、1946年南海地震（M8.0）があり、1854年安政東海地震（M8.4）、1944年東南海地震（M7.9）などのように、南海トラフ上で東西に分かれ数年以内に続いて発生することもあるので注意が必要である。

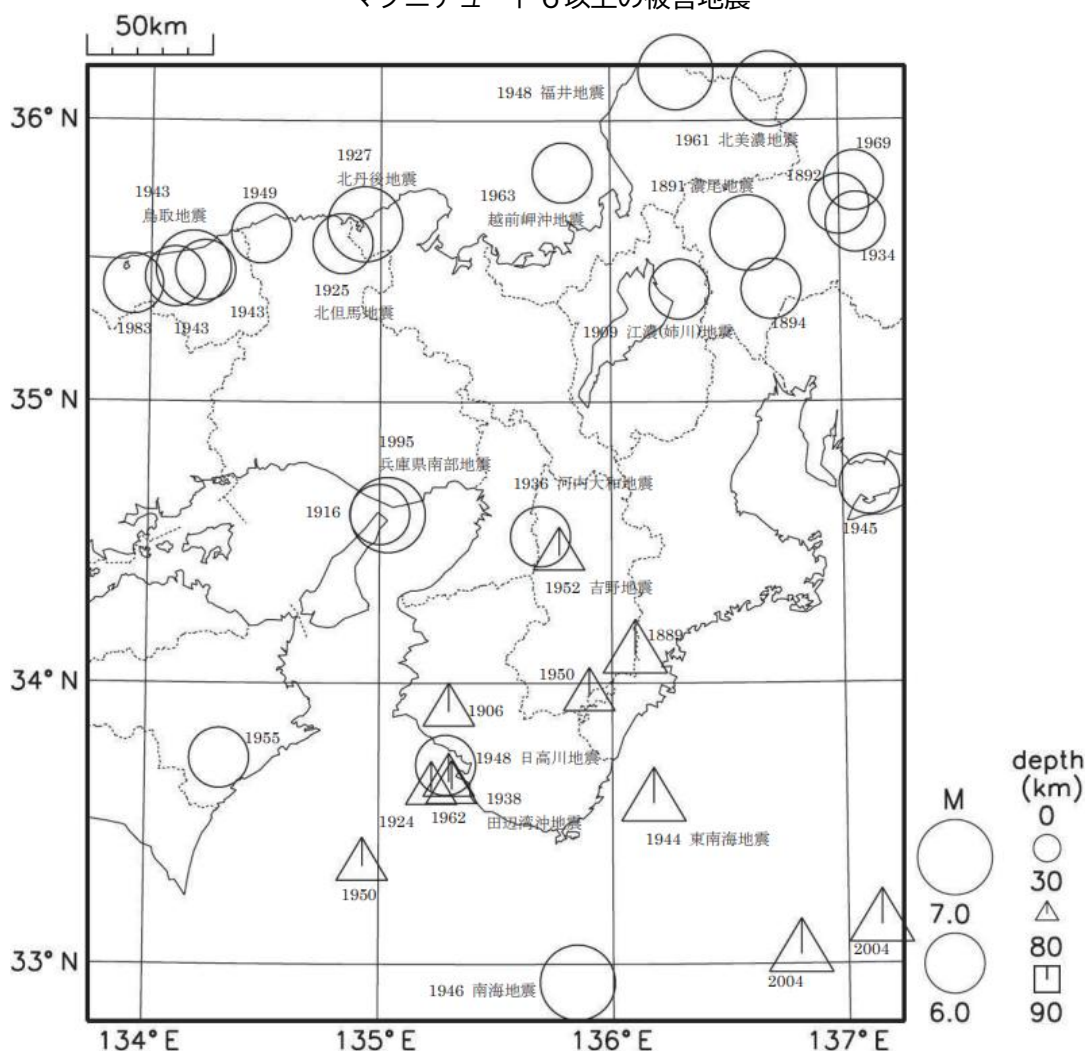
## 第2節 既往被害地震

<地域防災課>

本県付近の被害地震図のとおり、県の東方・南方・西方のいずれも100km以内の海域で地震が多発している。また、県内や隣接する大阪府、奈良県、三重県内でもM6程度の地震が発生しており、全国的に見ても地震活動の活発な地域に位置しているといえる。ここでは、M7.9程度以上で、本県に影響のあった大規模な地震についてまとめた。

なお、次に示す地震のマグニチュード（M）は理科年表による。

1885年(明治18年)から2005年(平成17年)に発生した  
マグニチュード6以上の被害地震



引用：和歌山県地域防災計画 地震・津波災害対策計画編（令和2年度修正版）

**天武地震（684年11月29日、32.5° N、134.0° E、M=8 1/4）**

白鳳地震ともいわれ、記録のある最古の地震である。本県についての記載はないが、震央が四国沖にあったと推定され、高知県で最も激しい揺れがあり、津波も襲来している。

**仁和地震（887年8月26日、33.0° N、135.0° E、M=8～8.5）**

近畿地方に大きな被害をもたらした地震で、津波が発生し、摂津の国で津波による死者が多数出た。また、京都の民家、官庁の倒壊は多く、多数の圧死者が出た。

**康和地震（1099年2月22日、33.0° N、135.5° E、M=8～8.3）**

紀伊半島沖の巨大地震の一つで、紀伊半島南方の1946年南海道地震とほぼ同じ位置で発生したと推定されている。

**正平地震（1361年8月3日、33.0° N、135.0° E、M=8 1/4～8.5）**

典型的な南海沖合の巨大地震の一つである。畿内、土佐、阿波、山城、摂津より紀州熊野に至る諸堂の倒壊破損が多かった。津波被害は摂津、土佐、阿波で多かった。

**慶長地震（1605年2月3日、33.0° N、134.9° E、M=7.9）**

被害の記録は少ないが、津波は千葉県の犬吠埼から九州に至る太平洋岸に押し寄せた。紀伊半島西岸の広村では、戸数1,700のうち700戸が流出した。津波による被害が甚大であった。

**宝永地震（1707年10月28日、33.2° N、135.9° E、M=8.6）**

我が国最大級の地震の一つである。震度分布図が示す太平洋岸の各地で地震動や津波により大被害を出している。本県でも津波の被害は大きく、広村では総戸数1,000戸のうち700戸が流出し、150戸が破損、死者は292人にも及んだ。湯浅では、総戸数1,000戸のうち流出家屋292戸、破損275戸、死者53人であった。尾鷲でも死者1,000人とされている。

**安政南海地震（1854年12月24日、33.0° N、135.0° E、M=8.4）**

震度分布図が示すように、この地震に伴い紀伊田辺領で家屋など倒壊255戸、流出532戸、焼失441戸、土蔵焼失264戸、寺焼失3戸、死者4人の被害が出た。また、和歌山領（勢州領含む）で、破損家屋18,086戸、流出8,496戸、焼失24戸、流死699人、山崩れ216箇所であった。広村は339戸のうち、125戸流失、10戸全壊、46戸半壊、158戸汐入破損し、人口1,323人のうち36人の死者が出た。紀伊沿岸の熊野以西では、津波により村の大半が流出したところが多かった。

**東南海地震（1944年12月7日、33.8° N、136.6° E、M=7.9）**

13時36分頃、三重、愛知、静岡三県を中心として大地震が起こり、津波を伴い被害大であった。震央は志摩半島南南東20kmと推定されている。県内では、熊野灘沿岸は発震後10分～20分で津波に見舞われ、波高は3m～5mに及び相当の被害を受けた。

新宮方面は異常で北西部の元町、馬町、初の字等が局部的に烈震（震度6）と推察され死者6人、負傷者38人、全壊家屋67戸、半壊146戸を出し、熊野神社の大きな石灯籠は大部分転倒した。

**南海道地震（1946年12月21日、33.0° N、135.6° E、M=8.0）**

4時19分過ぎ、本県全域は突如地震に襲われ、大津波を伴い沿岸地域に大惨事を引き起こした。

震源は、紀伊半島の南端潮岬南南西50kmの沖合にあり、有感範囲は東北北部及び北海道を除く日本の全地域にわたった。

また、強震区域は本県はもとより徳島、高知、三重の諸県と愛知、岐阜及び九州の一部に及び、局部的に烈震と推察される部分もあった。津波は、西は日向灘から東は東京湾口まで、顕著に表れた。本県北部では、地震後40分ないし1時間後、第1回の津波が襲来したというところが多いが、県南部海浜では数分後に早くも襲来し、大津波は少なくとも3回以上あり、第3波が最も大きく、波高の最高は2m～3mのものが最も多かった。

災害は地震動そのものによる直接被害よりも、津波による被害の方がはるかに大きかった。中でも串本方面は甚だしく、路上1.5mに達し、死者9人、負傷者100人、浸水家屋6,000戸に及び袋港では家屋の過半数を損じ荒廃した。旧広村では梧陵翁<sup>ごりょうおう</sup>の功績による防波堤は完全にその役割を果たしたが、堤防のない南西方江上川に沿って侵入した津波が町の後面に廻り多数の溺死者を出した。由良町も被害が大きく、総戸数1,115戸中過半数の594戸浸水、死者17人、行方不明2人、負傷者19人、大小船舶の流破59隻、防波堤決壊20mに及んだ。また、海南市は低地のため浸水家屋が最も多く、新宮市は地盤軟弱のため多くの倒壊家屋があり、その上、大火を起こし、焼失家屋2,399戸、罹災者8,300人に及び惨状を極めた。県内の被害は次のとおりである。

死者195人、行方不明74人、負傷者562人、家屋全壊969戸、同半壊2,442戸、同流失325戸、同浸水14,102戸、同全焼2,399戸、その他。

引用：和歌山県地域防災計画 地震・津波災害対策計画編（令和2-6年度修正版）

## 第3章 地震被害想定

地震の想定については、平成26年10月県公表の東海・東南海・南海3連動地震、南海トラフ巨大地震及び平成18年3月県公表の中央構造線断層帯による地震を対象とし、中央構造線断層帯による地震と他の2つは前提が異なるために分けて説明する。

本計画策定の前提となる地震の想定は、次のとおりとする。

### 第1節 平成26年10月県公表地震被害想定

<和歌山県、地域防災課>

#### 1 想定地震

- (1) 東海・東南海・南海3連動地震（以下この章において「3連動地震」という。）  
 (2) 南海トラフ巨大地震（以下この章において「巨大地震」という。）

想定地震モデル	① 3連動地震 中央防災会議（2003年）※1	② 巨大地震 内閣府（2012年）※2
地震の規模 (モーメントマグニチュード)	Mw8.7	Mw9.1
震源断層の位置	南海トラフ (静岡県～高知県)	南海トラフ (静岡県～宮崎県)

\* モーメントマグニチュード：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）を基にして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

※1 中央防災会議・東南海、南海地震等に関する専門調査会「東南海、南海地震に関する報告」（2003年12月）

※2 内閣府・南海トラフの巨大地震モデル検討会「第二次報告」（2012年8月）

#### 2 被害想定における設定

地震がいつ発生するかで被害の様相が変わるため、3連動地震・南海トラフ巨大地震ともに、季節や時刻及び風速について、以下のケースを設けて被害を予測した。

季節	時刻	風速
夏	昼12時	4 m
冬	夕方18時	4 m
冬	夕方18時	8 m
冬	深夜2時	4 m

※ 時刻により人口の分布、行動のしやすさ、火気の使用状況が異なる。  
 また、季節・時刻・風速により、出火や延焼の程度が異なる。

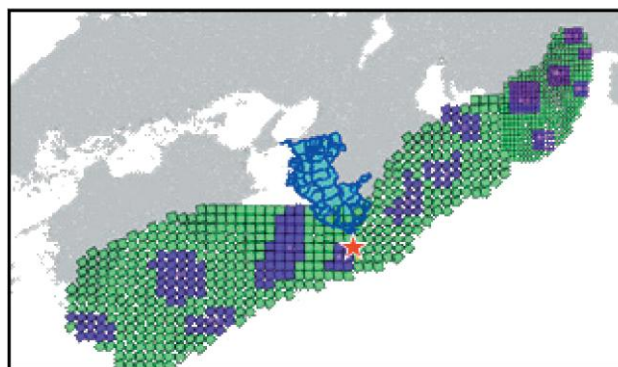
また、津波からの避難については、避難行動のパターンを3ケース設定した。

避難行動区分	直接避難 (昼間は5分、夜間は10分後に避難開始)	用事後避難 (昼間は15分、夜間は20分後に避難開始)	切迫避難 (浸水後に避難を開始、あるいは避難せず)
ケース1	100%	—	—
ケース2	70%	30%	—
ケース3	35%	40%	25%

- ~~(※1)直接避難～地震後すぐに準備し避難行動を開始する。  
…昼間は5分、夜間は10分で準備を完了し避難を開始。~~
- ~~(※2)用事後避難～用事を済ませてから避難行動を開始する。  
…昼間は15分、夜間は20分で避難を開始。~~
- ~~(※3)切迫避難～津波浸水後(1cm浸水後)に避難を開始、あるいは避難せず。  
…避難する者についても、浸水を知った時点からの避難は困難。~~

### 3 3連動地震の想定震源断層モデルの位置(陸側ケース)

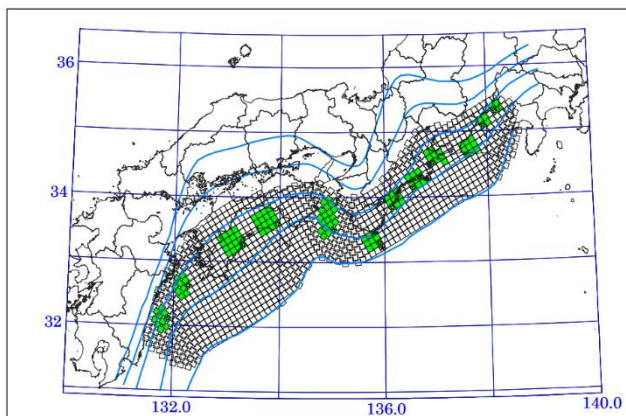
和歌山県の南部が震源域(図中、緑と紫の範囲)に含まれ、震源は潮岬沖(図中★印)である。



引用：和歌山県地域防災計画 地震・津波災害対策計画編(令和2-6年度修正版)

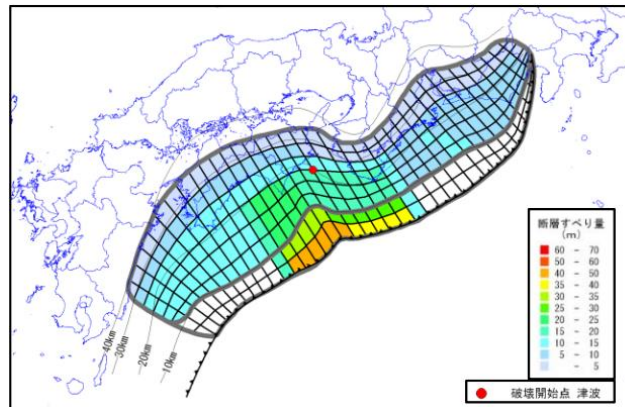
#### (1) 南海トラフ巨大地震モデルの強震動生成域の設定想定震源断層モデルの位置

和歌山県の中部・南部が震源域に含まれ、震源は潮岬沖である。



引用：中央防災会議防災対策推進検討会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)～南海トラフ巨大地震の地震像～(平成25年5月)

## (2) 南海トラフ巨大地震（ケース3）の津波断層波源モデル



引用：中央防災会議防災対策推進検討会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）～南海トラフ巨大地震の地震像～（平成25年5月）

## (3) 震度及び液状化の予測

## ア 3連動地震

震度5弱から7となり、中部から南部の沿岸平野部を中心に、震度6強以上の特に強い揺れとなっている。液状化危険度は、揺れが大きく、地下水があり、液状化を引き起こす砂層が厚い平野部を中心に高くなっている。

## イ 巨大地震

震度5強から7と全県的に強い揺れとなるが、地盤の弱い沿岸平野部で、震度6強以上の特に強い揺れとなっている。液状化危険度は、3連動地震と同様、揺れが大きく、地下水があり、液状化を引き起こす砂層が厚い平野部を中心に高くなっている。

~~(3) 地震の概要~~

~~3連動地震は震源域が静岡県から高知県に及ぶモーメントマグニチュード(Mw) 8.7の地震で、中央防災会議が示した2003年モデルによる。~~

~~南海トラフ巨大地震は震源域が静岡県から宮崎県に及ぶMw9.1の地震で、内閣府が2012年に示したモデルによる。内閣府は複数のケースを想定して地震の震源・津波の波源モデルを設定しているが、そのうち県内に最も広く大きな災害を及ぼす可能性の高い、陸側ケース（地震震源）・ケース3（津波波源）を用いた。~~

~~(4) 震度の予測~~

~~地震被害を予測するために、震度を予測した。~~

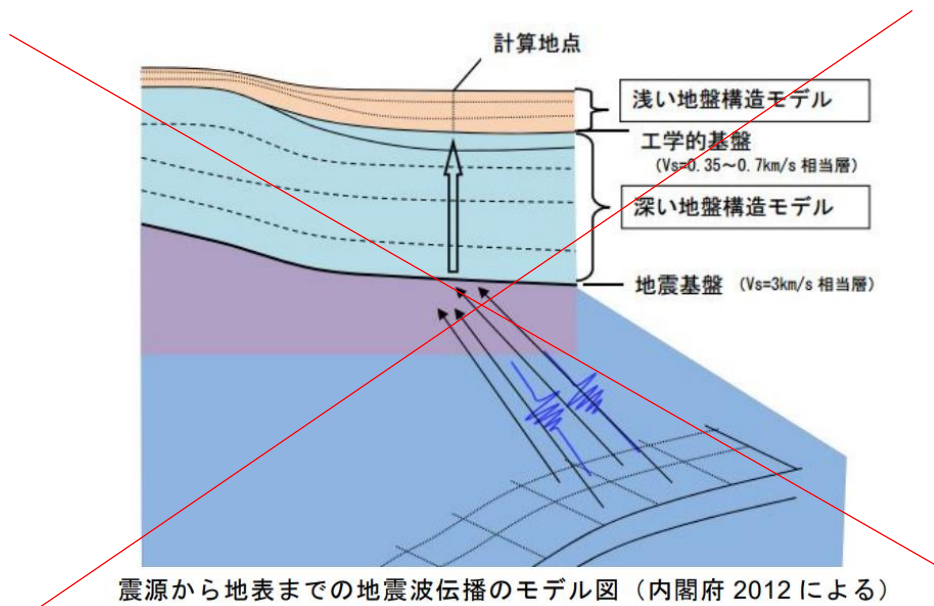
~~震源で発生した地震波は岩盤や地表近くの地層を伝播し、その間に増幅される。~~

~~内閣府は巨大地震の震度を予測するにあたり、地表付近の浅い地盤の下端（工学的基盤という。）までは地震波の伝播シミュレーションを実施し、工学的基盤での震度を求めている。~~

~~その上で浅い地盤の地震波増幅特性を示すAVS30を用いて震度の増分を推定し、地表面での震度を求めている（下図）。~~

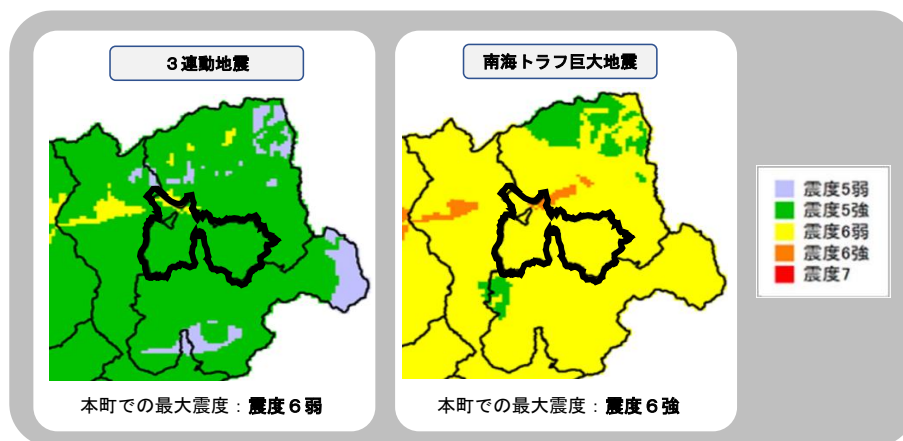
~~本調査でも同様に検討するために、内閣府より3連動地震、南海トラフ巨大地震の震度予測に係る資料の提供を受け活用した。ただし、AVS30については、県が平成16～17年~~

~~度調査の際に作成した地盤モデルにより設定し、これを用いて新たに震度を予測した。~~



~~引用：和歌山県地震被害想定調査 平成18年公表~~

(5.4) 震度予測図

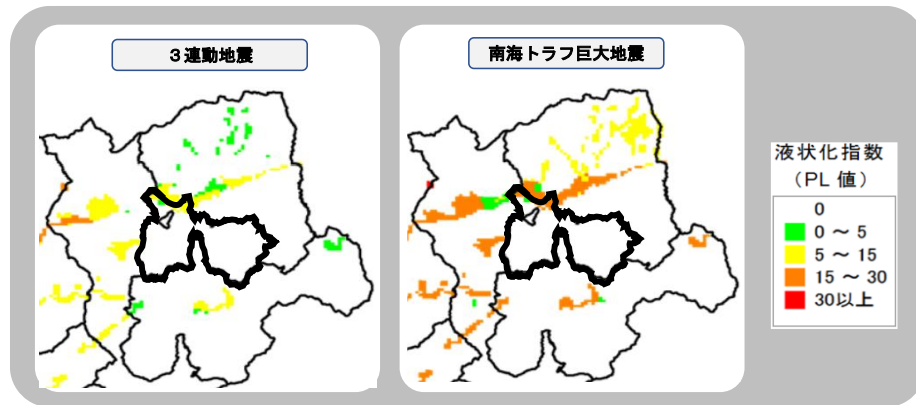


出典：和歌山県地震被害想定調査 平成26年公表

(6.5) 液状化の予測

~~地震被害の予測のために液状化を予測した。ここで、液状化の発生しやすさを示す液状化危険度は、地表の揺れと地盤モデルの関係から液状化指数（PL値）を算出して評価した。次に液状化危険度の予測図を示す。~~

~~液状化危険度は揺れが大きく、地下水があり液状化を引き起こす砂層が厚い平野部を中心に高くなっている。~~



※ 液状化危険度は、液状化指数が15以上で大きく、5以上で中程度、0以上5未満の場合は小さい。また、0の場合は液状化しない。

~~-(7) 液状化に伴う局所的な地盤沈下の予測~~

~~液状化危険度の予測と同時に、液状化に伴う地盤の変形を予測し、液状化が引き起こす局所的な地盤沈下を予測した。以下に地盤沈下量の予測図を示す。~~

## 4 被害予測

### (8) 3連動地震

九度山町の予測			3連動地震	巨大地震
分類	予測項目		冬18時/風速8m	冬18時/風速8m
建物被害	全壊棟数		震度6弱	震度6強
			5棟	68棟
	半壊棟数		42棟	330棟
人的被害	死者数		0人	4人
	負傷者数		0人	5人
ライフライン被害	上水道	発災直後の断水人口	3,700人	4,600人
	下水道	発災直後の断水人口	0人	36人
	電力	1日後の停電軒数	0軒	2,500軒
	通信	発災直後の固定電話不通回線数	29回線	1,300回線
交通施設被害	道路	地震被害箇所数	2箇所	2箇所
	鉄道	地震被害箇所数	9箇所	17箇所
	ヘリコプター発着予定地	液状化危険度大の箇所	0箇所	2箇所 (PL値15~30)
生活への影響	避難者		夏12時/風速4m 全員直接避難	夏12時/風速4m 全員直接避難
		1週間後避難者総数	580人	620人
	帰宅困難者	域内帰宅者	1,900人	1,900人
		域外帰宅者	900人	900人
	必要物資	4~7日後食料(食/4日間)	46食	750食
		4~7日後飲料水(ℓ/4日間)	19,600ℓ	34,700ℓ
		毛布	580枚	620枚
医療機能	新規入院発生数(重傷者・病院内死者)	1人	66人	
災害廃棄物等		冬18時/風速8m	冬18時/風速8m	
	重量(可燃物・不燃物)	330 t	5,600 t	

~~ア 建物被害の予測~~

~~3連動地震、南海トラフ巨大地震による建物被害の予測結果を被害の原因別に示す。  
なお、複数予測したケースのうち、最大の被害となる冬18時・風速8mの場合を示した。~~

~~次に示す3連動地震の予測結果では、揺れ等（液状化、震動、斜面崩壊）による被害が全般に大きい。~~

~~火災焼失については、市町村により予測結果に差があるが、これは消防により延焼が抑えられる場合とそうでない場合の違いや市街地の延焼特性などを反映している。~~

~~なお、本調査では建物の被害を液状化、震動、斜面崩壊、津波、延焼火災の順に予測しており、先に大きな被害を受けると、後に続く被害が小さくなることがあるので留意したい。~~

~~揺れ等による建物被害は直接的な人的被害をもたらすほか、津波や延焼火災からの避難行動を阻害する。したがって、これから免れるためにも耐震化や家具等の固定化等に努める必要がある。~~

~~イ 人的被害の予測~~

~~人口は冬深夜2時に夜間人口を、夏昼12時に昼間人口を適用し、冬夕方18時には両者からの推定人口を適用した。~~

~~冬2時：5,000人 夏12時：4,100人 冬18時：4,700人~~

~~ア 予測手法の概要~~

~~(ア) 震動による建物被害に伴う死傷者・閉じ込め者数~~

~~次の事項に着目して予測した。~~

- ~~① 震動による本造建物・非本造建物の全壊数・全半壊数~~
- ~~② 時刻別の本造建物内・非本造建物内の滞留人口の割合~~

~~(イ) 斜面崩壊による建物被害に伴う死傷者数~~

~~次の事項に着目して予測した。~~

- ~~① 斜面崩壊による本造建物の全壊数~~
- ~~② 時刻別の本造建物内の滞留人口の割合~~

~~(ウ) 火災による死傷者数~~

~~次の事項に着目して予測した。~~

- ~~① 炎上出火建物からの逃げ遅れ~~
- ~~② 閉じ込め者の受火災~~
- ~~③ 延焼中の逃げ惑い~~

~~(エ) 建物内の転倒物等による死傷者の予測~~

~~屋内での家具等の移動・転倒、落下、ガラス飛散等による被害について、以下に着目して予測した。~~

~~なお、これらは震動による建物被害に伴う死傷者数の内数とした。~~

- ~~① 本造建物・非本造建物の大破率・中破率~~
- ~~② 本造建物内・非本造建物内の滞留人口~~

~~これらは災害事象の順に検討し、重複のないように予測を実施した。~~

~~(10) 人的被害の予測結果~~

~~3連動地震、南海トラフ巨大地震による人的被害の予測結果を被害の原因別に示す。  
なお、複数予測したケースのうち、最大の被害となる冬の夕方18時・風速8mで、最も~~

~~避難が遅いケースの場合を示した。ちなみに、この時期の18時は日没後であるので、夜間の避難条件を適用している。~~

~~3連動地震の場合、死者数が1,000人を超えると予測された市町村が7つあり、津波による被害が大きいと、同時に震動による建物倒壊に伴う死者が多い市町村もあり複合的な災害であることを示している。~~

#### ~~-(11) 上水道被害と断水の予測~~

~~上水道の被害について、地震時の揺れと液状化の影響を考慮し被害を予測した。~~

##### ~~ア 予測手法の概要~~

~~阪神・淡路大震災を含む過去の地震時の被害実態より、震度（計測震度）・液状化危険度ごとに、管の耐震性を考慮し、管種・管径ごとの上水道管被害率を設定し被害箇所数を算出した。この被害数より、断水率を求め、市町村ごとの断水人口を予測した。~~

~~復旧については、1日後、1週間後、1か月後の復旧率により、断水人口を求めた。津波による全壊建物は復旧対象外とした。~~

~~水管橋、浄水場、配水場等については、施設の津波浸水深により災害危険性を評価した。水管橋については、液状化危険度による評価も併せて行った。~~

#### ~~-(12) 下水道被害の予測~~

~~下水道の被害について、各市町村より提供を受けた下水道管の延長資料（管種ごと）を基礎データとし、地震時の揺れと液状化の影響を考慮し被害を予測した。~~

##### ~~ア 予測手法の概要~~

~~過去の地震時の被害実態より、震度（計測震度）・液状化危険度ごとに、管の耐震性を考慮し、管種ごとの下水道管被害率を設定し被害延長を算出した。この被害延長より支障率を求め、市町村ごとの支障人口を予測した。加えて、下水処理場が30cm以上の津波浸水を受ける場合は下水処理施設が被災し全般的に支障を被るものとした。~~

~~復旧については、東日本大震災の下水処理場の復旧実績、管については阪神・淡路大震災時の応急措置対処日数の実績値より、1日後、1週間後、1か月後の支障率を算出し、支障人口を求めた。津波による全壊建物は、復旧対象外とした。~~

#### ~~-(13) 下水道支障人口の予測結果~~

#### ~~-(14) 電力施設被害の予測~~

~~電力施設の被害について、関西電力株式会社にて、県が提供した震度（計測震度）・津波浸水深・浸水エリアを用いて被害想定を実施し、その結果を県が取りまとめた。~~

##### ~~ア 予測手法の概要~~

~~被害想定・復旧見通しについては、現状の電力設備と復旧要員等の実情を考慮した上で、揺れ・津波による影響評価に基づき停電軒数・率を算出した。~~

~~予測手法及び条件を次に示す。~~

##### ~~イ 想定条件~~

~~(ア) 復旧資機材等は必要数が確保できるものと想定。~~

~~(イ) 道路及び橋は全てが通行可能であるとの前提にて復旧見通しを想定。~~

~~(ウ) 津波浸水エリアについては進入可能となった時点で復旧を開始することとし、進入可能時期が不透明なため復旧想定には加えていない。~~

##### ~~ウ 揺れによる被害~~

~~(ア) 電力設備が受ける震度(揺れ)を評価し、設備被害による停電軒数を想定。~~

~~(イ) 発電所の設備被害から供給力の低下を算出し、需要側の設備被害による需要の落ち込み分を加味した上で、需給バランスに起因した停電軒数を想定。~~

~~エ 停電軒数・率~~

~~(ア) 揺れによる設備被害に起因した停電軒数及び需給バランスに起因した停電軒数、津波による停電軒数を重ね合わせたものとする。~~

~~(イ) 地震や津波等による全壊建物は、復旧対象外とする。~~

~~(15) 通信施設被害の予測~~

~~通信施設の被害について、地震時の揺れと液状化、津波浸水と延焼被害の影響を考慮し被害を予測した。~~

~~ア 予測手法の概要~~

~~被害想定・復旧見通しについては、震度と液状化による電柱折損、建物倒壊による電柱折損、津波や延焼による施設の影響評価に基づき停止回線数・率を算出した。~~

~~予測手法及び条件を次に示す。~~

~~イ 被害想定~~

~~(ア) 震度ごとの折損率より電柱被害を予測した。~~

~~(イ) 建物全壊率より、建物全壊による電柱被害を予測した。~~

~~① 津波全壊率、延焼焼失率による電柱被害を予測した。~~

~~② 停電による回線不通を予測した。~~

~~③ 上記結果より、市町村別の固定電話の不通回線数を予測した。~~

~~ウ 復旧想定~~

~~経験値及び停電復旧率による、1日後、1週間後、1か月後の復旧状況より、不通回線数を予測した。~~

~~(16) 道路施設被害の予測~~

~~地震時の揺れと液状化、津波浸水の影響を考慮し県内の市町村道を含む道路(約1万3千km)の被害予測を行った。~~

~~ア 予測手法の概要~~

~~被害想定は、道路施設を対象として震度及び津波浸水深30cm以上の区域について実施した。~~

~~被害想定手法を次に示す。~~

~~イ 被害想定手法~~

~~東日本大震災の実績値より、震度ごとの被害率、津波浸水深ごとの被害率を設定し、道路被害を予測した。~~

~~津波による被害については、人的被害が発生する津波浸水深30cm以上とした。~~

~~(17) 鉄道施設被害の予測~~

~~ア 鉄道施設の被害対象について、町内を走る南海電気鉄道を調査対象として地震時の揺れと液状化を考慮し被害を予測した。~~

~~イ 予測手法の概要~~

~~被害想定手法を次に示す。~~

~~東日本大震災の東日本旅客鉄道の実績値より震度ごとの被害率を設定し、鉄道被害を予測した。~~

### ~~-(18) ヘリコプター発着予定地~~

~~県内に災害時のヘリコプター発着予定地（和歌山県地域防災計画）は、296箇所設定されている。これらヘリポート地点の震度、津波浸水、液状化危険度の評価を行った。~~

~~揺れ、液状化により、ヘリポートのひび割れ、沈下の被害が起こる可能性があるが、仮復旧等により、早期の使用が可能である。~~

### ~~-(19) 避難者数の予測~~

~~地震被害及びライフライン途絶（断水）により、避難生活が必要となる人数を算出した。  
ア 予測手法の概要~~

~~避難者数の予測においては、地震被害と津波被害の事象に分けて、避難者数を算出した。また、避難者数については、避難所生活者と避難所外生活者に区分して予測した。~~

~~イ 被害想定手法~~

~~(ア) 津波被害による避難者数は、東日本大震災の避難実態を参考とし、1日後、1週間後、1か月後における避難者数を、建物全壊、半壊数予測、浸水区域、断水人口予測より、避難所生活者数と避難所外生活者に区分して予測した。~~

~~(イ) 地震被害による避難者数は、東日本大震災の避難実態や過去の実態を考慮し、1日後、1週間後、1か月後における避難者数を、建物全壊、半壊数予測、浸水区域、断水人口予測より、避難所生活者数と避難所外生活者に区分して予測した。~~

~~(ウ) 津波被害と地震被害を併せて、1日後、1週間後、1か月後の避難所避難者数を算出した。~~

~~ウ 避難者数予測結果~~

~~建物全壊・半壊数が最も大きい「冬18時、風速8m全員直接避難の場合」は、1週間後、1か月後の避難者が最も多いが、死者数も多いため、直後の避難者は、「夏12時、風速4m全員直接避難の場合」が最も多い結果となった。~~

### ~~-(20) 帰宅困難者数の予測~~

~~調査対象は、鉄道、バス、自動車、二輪車による外出者を対象とした帰宅困難者を算出した。~~

~~ア 予測手法の概要~~

~~想定手法は、パーソントリップ調査\*を使用して算出した。11時台で算出した。~~

~~帰宅距離が10km～20kmの50%、20km以上の全外出者が、帰宅困難となるとして予測した。~~

~~和歌山県の場合、自動車による外出者が多いため、道路等の通行止めにより自動車での帰宅が困難な場合を予測した。~~

~~\* 都市における人の移動に着目した調査。調査は、世帯や個人属性に関する情報と1日の移動をセットで尋ねることで、「どのような人が、どのような目的で、どこからどこへ、どのような時間帯に、どのような交通手段で」移動しているかを把握することができる。その名の通り、「人（パーソン）」に着目しているため、一つの交通手段だけでなく、公共交通、自動車、自転車、徒歩といった交通手段の乗り継ぎ状況を捉えることができる。調査周期はおおむね10年に1度。~~

~~(ア) 被害想定手法~~

~~① 帰宅目的のパーソントリップ情報を集計し、各ゾーンよりゾーン外へ帰宅する者を帰宅困難者として算出した。~~

~~② 帰宅困難者のうち、徒歩による帰宅が可能な者を帰宅困難者より外した。和歌山県では鉄道全線の不通及び道路の通行止めが多く発生すると予測された。~~

~~※ パーソントリップ調査の「ゾーン区分別データ」に基づいて、域外帰宅者のうち、d欄・e欄の者が帰宅手段を失うものとした。それらの者の一部は帰宅手段を徒歩に変えて帰宅する者（g欄）と推定し、域内に留まる者を帰宅困難者とした。~~

~~※ 予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある。~~

#### ~~（21）必要物資数の予測~~

~~避難所避難者数に応じた物資数を算出した。~~

##### ~~ア 予測手法の概要~~

~~想定手法は、1日後～3日後、4日後～7日後の期間で算出した。~~

~~食糧食料は、阪神・淡路大震災の事例に基づき、避難所避難者の1.2倍を対象者として1日3食計算で予測した。飲料水は、断水地区住民に1日3リットル、毛布は避難所避難者を対象とし、1人2枚とした。~~

#### ~~（22）医療機能被害の予測~~

~~被災による要転院者数、供給可能数を想定し、死者数、重傷者数、軽症者数と比較した。~~

##### ~~ア 予測手法の概要~~

~~建物被害率、津波浸水深30cm以上の区域、震度より、以下の要領で病院の支障率を予測した。~~

~~（ア）平常時の入院患者数、建物被害率、津波浸水深、ライフライン機能（停電・断水）より、病院支障率を算出し、要転院者数を予測した。~~

~~（イ）現在の空床数と、病院の支障率より、供給力を算出し、供給数を予測した。~~

~~（ウ）市町村ごとの人的被害より被災による新規入院発生数、新規外来患者発生数を予測した。~~

~~本町は、橋本二次保健医療圏に含まれている。3連動地震、南海トラフ巨大地震ともに、医師、看護師の不足、医薬品の不足、非常用自家発電機の燃料不足等により、さらに供給数は低下することが予測された。~~

#### ~~（23）災害廃棄物の予測~~

~~建物の全壊等に起因する「災害廃棄物」と、津波により陸上に運ばれて堆積した土砂・泥状物等の「津波堆積物」の発生量に関して予測した。~~

##### ~~ア 予測手法の概要~~

###### ~~（ア）災害廃棄物~~

~~全壊建物の構造3区分（木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造）ごとに床面積に即したがれき量を算出した。~~

~~なお、和歌山県周辺の主要活断層帯と海溝で起こると想定される地震は、次のとおり。~~

~~引用：政府地震調査研究推進本部ホームページ~~

## 第2節 平成18年3・5月県公表地震被害想定

<和歌山県、地域防災課>

### 1 想定地震

(1) 中央構造線断層帯による地震 (淡路島南沖～和歌山・奈良県境付近の活断層による地震、以下この章節において「中央構造線による地震」という。)

地震の規模 (マグニチュード)	8.0相当
震源断層の位置	中央構造線 (淡路島南沖～和歌山・奈良県境付近)

中央構造線地震の想定震源断層モデルの位置



出典：中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」(第26回) 中部圏・近畿圏の内陸地震の震度分布等の検討資料集

### 2 地震動の予測

和歌山平野の広い範囲で震度7の揺れが予測されたほか、中央構造線に沿って震度6以上の特に強い揺れが予測されている。中央構造線から離れるにつれて揺れは小さくなるが、中部の沿岸部の一部では、震度6弱・6強の揺れが予測されている。

また、震源断層に近い、和歌山市、海南市などの低地で、液状化危険度が高いと予測された。

### 2-1 被害想定における設定

~~地震がいつ発生するかで被害の様相が変わるため、前節、3連動地震と南海トラフ巨大地震と同様に、季節や時刻及び風速について、次のケースを設けて被害を予測した。~~

~~(1) 冬5時：多くの人が自宅で就寝中であり、火気の使用が少ない時間帯~~

~~(2) 冬18時：炊事や暖房で火気の使用頻度が高くなる季節・時間帯~~

~~(3) 夏12時：多くの海水浴客が海岸沿いに集まり、通勤・通学している人や買物客等が市街地などに集まっている季節・時間帯~~

## 3 被害予測

## 九度山町の被害予測

分類	予測項目		被害数量		
			冬5時	冬18時	夏12時
建物被害	全壊〔棟〕		450		
	全焼・焼失〔棟〕		450	475	450
火災被害	炎上出火件数〔件〕		3		
人的被害	死者数〔人〕		27	24	20
	負傷者数（重傷者・中等傷者）〔人〕		109	86	77
	要救助者数〔人〕		143	112	104
交通・輸送 施設被害	道路施設	地震動・液状化〔箇所〕	16		
	鉄道施設	地震動・液状化〔箇所〕	3		
生活 支障	ライフ ライン	上水道（地震直後の断水人口）〔人〕	5,342		
		下水道（処理支障人口）〔人〕	386		
		電力施設（地震直後の停電人口）〔人〕	6,073	6,073	6,073
		電話・通信施設（一般電話の機能支障人口）〔人〕	812	1,424	812
	避難者	地震1週間後の一時的住居制約者数（避難所生活者数＋避難所外避難者数）〔人〕	3,160	3,185	3,160
		ピーク時避難所生活者数〔人〕	2,054	2,070	2,054
	帰宅 困難者	帰宅困難者数〔人〕	0	86	86
	（帰宅困難率〔%〕）	0.0	15.3	15.3	

~~時刻により人口の分布、行動のしやすさ、火気の使用状況が異なる。~~

~~また、季節・時刻・風速により、出火や延焼の程度が異なる。~~

~~引用：中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」（第26回）~~

~~中部圏・近畿圏の内陸地震の震度分布等の検討資料集~~

#### ~~（1）地震の概要（中央構造線による地震、冬18時）~~

~~政府地震本部によれば、中央構造線断層帯は連続的に分布しており、地表における断層の分布形態のみから将来同時に活動する区間を評価することは困難であるとされる。主にこれまで行われた調査研究成果に基づいて過去の活動時期や平均的なずれの速度などから全体を10の区間に区分したが、各区間が個別に活動する可能性や、複数の区間が同時に活動する可能性については不明であり、さらにはこれら10の区間とは異なる範囲が活動する可能性も否定できないとされている。~~

~~本町に最も近い五条谷区間が活動すると、M7.3程度の地震が発生すると推定され、その際に3m程度の右横ずれが生じる可能性がある。また、比較的近接する紀淡海峡—鳴門海峡区間が活動すると、M7.5程度の地震が発生すると推定され、その際に4m程度の右横ずれが生じる可能性がある。~~

~~また、この区分された複数の隣接した区間が活動する可能性や断層帯全体が同時に活動する可能性も否定できない。断層帯全体が同時に活動した場合は、M8.0程度もしくはそれ以上の地震が発生すると推定される。この場合の地震発生長期確率を求めることはできないが、各区間が個別に活動する長期確率を超えることはないと考えられる。~~

~~地震発生長期確率には幅があるが、その最大値をとると、紀淡海峡—鳴門海峡区間は、今後30年の間に地震が発生する可能性として、我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することになる。五条谷区間については、発生確率は不明とされている。~~

#### ~~（2）震度の予測（中央構造線による地震、冬18時）~~

##### ~~ア 地震動予測~~

~~基盤地震動と表層増幅過程の2段階に分けて計算を行った。~~

~~引用：和歌山県地震被害想定調査—平成18年公表~~

~~（ア）基盤地震動：震源から地表付近までの地震動が伝わる過程で、距離により地震動の大きさが減少する。~~

~~（イ）表層増幅過程：基盤から地表まで地震動が伝わる過程で、多くの場合軟弱な地層により地震動が増幅される。~~

#### ~~（3）震度予測図（中央構造線による地震、冬18時）~~

~~出典：和歌山県地震被害想定調査—平成26年公表~~

#### ~~（4）液状化の予測（中央構造線による地震）~~

~~地震被害の予測のために液状化を予測した。低地における地下水位を一律に地表面下1mと仮定し、兵頭地盤モデルに地表の加速度を入力し、液状化の危険度（PL値）を判定した。~~

~~※液状化危険度は、液状化指数が15以上で大きく、5以上で中程度、0以上5未満の場合は小さい。また、0の場合は液状化しない。~~

#### ~~（5）がけ崩れ危険度（中央構造線による地震）~~

~~急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区について、高さ・勾配・地質などの要因と危険箇所・地区ごとの計測震度から崩壊危険度の判定を行った。~~

~~-(6) 建物被害・火災予測（中央構造線による地震）-~~

~~想定地震における建物被害及び火災の予測を行った。建物被害は①地震動、②液状化、③津波、④がけ崩れ、⑤火災別にもとめ、全壊と半壊については重複処理して総数を算出した。~~

~~-(7) 火災被害予測結果（中央構造線による地震）-~~

~~-(8) 要因別死者数予測結果（中央構造線による地震）-~~

~~-(9) 負傷者・要救助者数予測結果（中央構造線による地震）-~~

~~-(10) 地震動・液状化による道路施設の被害箇所数予測結果（中央構造線による地震）-~~

~~-(11) 地震動・液状化による鉄道施設の被害箇所数予測結果（中央構造線による地震）-~~

~~-(12) 上水道施設供給支障予測結果（中央構造線による地震）-~~

~~-(13) 下水道施設処理支障予測結果~~

~~-(14) 停電人口予測結果（中央構造線による地震）-~~

~~-(15) 電話・通信施設機能支障予測結果（中央構造線による地震）-~~

~~-(16) 一時的住居制約者数予測結果（中央構造線による地震）-~~

~~-(17) 帰宅困難者数予測結果（中央構造線による地震）-~~

## 第4章 地震防災対策の実施に関する目標

<地域防災課>

### 1 基本的な考え方

町民住民生活の各分野にわたり重大な被害を及ぼすおそれのある地震災害に対処するためには、地震発生までの間に様々な対策を講じ、被害軽減を図る必要がある。しかしながら、地震はいつ発生してもおかしくないため、効果的かつ効率的に被害軽減策を講じなければならない。被害要因の分析を通じた効果的な対策を選択し、戦略的に集中して推進するため、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、地震防災対策の実施に関する目標を定めるものとする。

### 2 内容

中央構造線による地震及び3連動地震による大規模災害に対しては、町民住民の命と財産を守るため、ソフト・ハード対策を最優先に実施する。

和歌山県では、災害から県民の生命、財産を守り、被害を最小限にするため、平成19年に「和歌山県地震防災対策アクションプログラム」を改訂し、総合的な地震防災対策に取り組んできた。平成20年4月1日には、自助・共助・公助によりそれぞれの役割を果たしながら災害に強い地域社会を形成していくことを目的として、「和歌山県防災対策推進条例」が制定されている。平成23年には東日本大震災の発生を受け、南海トラフ地震等の大規模災害の発生に備えて「防災・減災対策の総点検」を行い、抽出した課題・目標の達成までに要する期間を短・中・長期に分類し、アクションプログラムの進捗管理を行った。

また、平成27年度からは、熊本地震等、新たに発生した災害の教訓等を踏まえ、防災・減災対策を見直し、課題ごとに完了期間を設定していく手法を総点検に取り入れることにより、従前の「防災・減災対策の総点検」を「和歌山県地震防災対策アクションプログラム～防災・減災対策の総点検～」として、引き続き総合的な地震防災対策に取り組んでいる。

今後、本町においても、国の地震防災戦略や県地震防災対策アクションプログラム等との整合を図ることにより、地震等の大規模災害による犠牲者をゼロとすることを目標とする。

## 第5章 町及び防災関係機関の実施責任と業務大綱

基本計画編第1編第4章「町及び防災関係機関の実施責任と業務大綱」を準用する。

## 第2編 災害予防計画



## 第1章 砂防防災計画

基本計画編第2編第2章「砂防防災計画」を準用する。

## 第2章 山地防災計画

基本計画編第2編第3章「山地防災計画」を準用する。

## 第3章 地すべり防止計画

基本計画編第2編第4章「地すべり防止計画」を準用する。

## 第4章 急傾斜地崩壊防止計画

基本計画編第2編第5章「急傾斜地崩壊防止計画」を準用する。

## 第5章 ため池防災計画

基本計画編第2編第6章「ため池防災計画」を準用する。

## 第6章 道路防災計画

<建設課、地域防災課、産業振興課>

基本計画編第2編第6章「ため池防災計画」を準用するほか、次のように実施する。

### 1 計画方針

本町には、現在、道路幅員が狭く緊急車両が進入できない集落や、集落と幹線道路を接続する道路が1本しかなく災害時の避難に支障を来すおそれがある集落があり、早期に改良する必要がある。町は、**豪雨地震**等により道路施設等が被災し利用できない状況を未然に防ぐため、災害に強い道路づくりを計画的に推進する。

避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国、県及び町が一般送配電事業者、電気通信事業者と連携を図り進めている無電柱化についても一層の推進を図る。

また、地震等により、道路施設の被害が発生し、通行不能状態に至った場合を想定した危機管理体制の確立に向けて、道路施設等の異常を迅速に把握するための情報収集体制（初動体制）の構築、関係各機関との情報交換体制・相互支援体制の充実等を図り、迅速かつ的確な対応の実現を目指す。

### 2 計画内容

道路は、**平常時平時**に移動のために必要で、避難場所、避難路になるとともに、防火性能の高い植樹等の適切な管理が行われるならば、大きな延焼防止機能も期待できる。

また、豪雨等により道路施設の被害が発生し、通行不能状態に至った場合を想定した危機管理体制の確立に向けて、道路施設等の異常を迅速に把握するための情報収集体制（初動体制）の構築、関係機関との情報交換体制・相互支援体制の充実等を図り、迅速かつ的確な対応の実現を目指す。

今後発生が予想される中央構造線による地震や、南海トラフの巨大地震又は豪雨・出水による大規模災害をはじめとする災害発生時において、迅速かつ的確な応急対策等を実施するため、関係機関が協働し、効率的かつ迅速な防災活動と啓発に努めることを目的に基本協定を締結した。

#### （1）ブロック塀倒壊対策

地震発生時等のブロック塀の倒壊により、特に未成年者等の死傷者が発生する危険性が注目されており、危険性は極めて大きい。さらには、避難、消防、救援活動の障害にもなることから、その安全対策が求められている。

本町は、**町民住民**に対して地震時におけるブロック塀からの危険回避について、広報くどやまやホームページ等を用いた周知を県とともにやる。

## 第7章 火災予防計画

<伊都消防組合、消防団、地域防災課、住民課、福祉課、建設課、橋本警察署>

### 1 計画方針

本町は、消防組合及び九度山町消防団（以下「消防団」という。）と連携し、火災の発生を未然に防止し、同時に一旦火災が発生した場合被害の軽減を図るため、火災予防及び消防体制の整備充実を図る。また、消防用施設の拡充強化、火災予防思想の普及、自主防災組織の育成強化等を推進し、町民住民の生命財産の保護に万全を期する。

地震時の火災に対する対策を確立することは、震災対策全般の中でも極めて大きな比重を占めているため、地震時の出火防止・初期消火を基本とした火災の予防対策について綿密な計画を定める。

### 2 計画内容

地震発生時の火事の様相も拡大・複雑化を呈してきており、これに対処すべき消防業務も質・量ともに増大し、町民住民の消防に対する期待もますます高くなってきている。

このため、いつ起こるかもしれない地震災害に対処すべく、優秀な消防力を確保し、消防施設の充実・強化を図り、より効果的な消防技術、消防体制を整備推進する。併せて、火災予防の徹底を図ることで、地域全体としての火災、その他の災害に対する防御策を確立していくことが必要である。

#### (1) 地震火災の出火防止

<伊都消防組合との連携、消防団、地域防災課>

ア 町民住民の火気取扱いに係る意識の向上

町民住民に対する出火防止のための講習会、広報くどやま等を利用した防災教育を実施する。

イ 発火後初期段階の緊急広報

出火防止に係る緊急点検を実施させるため、火元の安全点検やガス栓の閉栓等適切な対処を行うよう、防災行政無線による一斉放送や広報車による出火防止の広報等を行う。

ウ 火気使用設備・器具の安全化及び周囲の可燃物の整理

耐震自動消火装置付ストーブの普及、LPガスボンベの転倒防止策の実施推進、電気・ガスストーブの周囲にある可燃物除去の励行等に努める。

エ 危険物施設等の安全化

地域内の危険物施設等の把握、危険物等の安全な取扱いと適正管理についての事業所関係者に対する教育及び指導、防災資機材の整備の促進、立入検査の実施などによる出火及び流出防止対策を実施する。

オ 自家用電気設備の安全化

変電設備、非常用自家発電機、蓄電池設備等電気設備に対する点検、整備及び耐震不燃化対策を励行する。

カ 化学薬品、火薬類の安全化

化学薬品、火薬類の取扱い施設の把握、学校、病院、研究所等関係団体に対する保管時の転倒防止措置及び適正配置の励行、保管施設の耐震不燃化を促進する。

## (2) 初期消火

### <伊都消防組合との連携、消防団、自主防災組織、地域防災課>

地震に伴う火災では、自己による初期消火に資する事前の準備が最も大切であるほか、自主防災組織及び事業所の自衛消防組織（以下、「消防隊」という。）による初期消火活動が重要であり、次のとおりとする。

- ア 家庭への消火器具の普及
- イ 家庭への住宅用火災警報器の普及
- ウ 消防用設備の耐震化
- エ **町民住民**及び事業所の火災警戒及び初期消火体制の充実

## (3) 火災の拡大防止

### <伊都消防組合との連携、消防団、地域防災課>

出火防止及び初期消火の徹底を図るとともに、木造建築物が密集した地域など、火災による被害が予想される地域を中心に、人命の安全確保に重点を置いた消防体制の整備を進めることが重要であり、次のとおりとする。

#### ア 消防活動の想定

**平常時平時**における消防団員・車両の適切な配置計画、資機材の充実及び大規模地震時における消火、救助・救急活動、広域応援活動等の消防活動を想定する。

#### イ 消防水利の整備

大規模地震時においては、消火栓は水道施設の破壊等により断水又は大幅な機能低下を被るおそれがあることから、耐震性貯水槽の整備やプール、河川水等の自然水利の活用を図るなど、計画的に消防水利を整備する。

消防水利については、資料編「基本5」を参照のこと。

#### ウ 消防団の強化、活性化

消防団は震災時には消防隊と連携して警戒活動、消火活動を行うとともに、**平常時平時**は**町民住民**に対し、出火防止、初期消火等の指導を行うなど、地震火災対策において重要な役割を担っている。そのため、消防団員の教育訓練、消防団用防災資機材の整備等消防団の強化を図る。

## 第8章 地震防災施設緊急整備計画

<地域防災課>

### 1 計画方針

本町は、県が策定する「第6次地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、防災施設の整備を図る。

### 2 計画内容

本町は、町の北に位置する和泉山脈に沿うように中央構造線が走り、県南側に南海トラフが位置する位置条件のほか、これまでに南海地震を始め多くの地震被害を受けてきた。南海地震の再来周期は100～150年程度であり、前回の昭和21年の発生からすでに半世紀以上が経過しているため、計画的な地震防災施設の整備が重要となっている。

#### (1) 避難施設の整備

震災に対応した避難施設の安全性を確認し、避難施設指定の見直しに努める。また、必要に応じて耐震診断や耐震改修を実施し、大規模地震の発生時においても安全な避難施設の確保を図る。

#### (2) 避難路の整備

震災時の安全な避難を確保するために、避難施設に至る避難路の整備を図る。

#### (3) 防災施設の整備

震災に備え、備蓄倉庫や飲料水供給施設、防災行政無線の整備を図る。

## 第9章 建造物災害予防計画

<建設課>

### 1 計画方針

震災防止のため、建築物の安全を確保するよう指導するとともに、防災上重要な建物に対し、本町の主要公共建造物の耐震診断及び耐震改修を早急に図り、防災設備の充実を図る。また、**町民住民**に対して建築物災害予防の知識普及を行う。

### 2 計画内容

本町は関係機関と連携し、**町民住民**に対して建築物の災害予防知識の普及徹底を図るため、次の対策を**講じる講ずる**。

#### (1) 耐震改修促進計画の作成

本町は、耐震改修促進計画を作成し、住宅及び特定建築物を対象に耐震改修の数値目標を定める。

#### (2) **立て**建築物の応急危険度判定の実施体制の整備支援

危険度判定の方法、応急危険度判定士の権限、身分保障、派遣要請などについて、県及び建築関係団体と緊密な連携を図る。また、震災時に県に対して応急危険度判定士の派遣を要請した場合の受入体制の整備や必要資機材の確保・整備、建築物及び宅地応急危険度判定実施本部の構築など、実施体制の支援に努める。

#### (3) 耐震診断及び改修の啓発

適切な維持保全により建築物の安全性を確保するため、現行の耐震基準を満たしていない建築物に対して、耐震診断と必要な耐震改修を啓発するよう努める。

#### (4) ポスター掲示及びパンフレット配布

建築物防災週間を中心に、公共施設、駅、公民館、その他人目につきやすい場所に配布、掲示する。

#### (5) 耐震相談窓口の設置

建築物の耐震に関する相談に応じるため、関係団体（建築士会、建築士事務所協会）と連携し、相談のための窓口を設置する。

# 第10章 宅地災害予防計画

&lt;建設課&gt;

## 1 計画方針

必要に応じて宅地に近い災害危険箇所や災害の発生が予想される箇所について調査を行い、危険宅地の解消を図る。また、宅地開発に伴う災害を未然に防止するため、関係者の防災意識を促進し、安全な宅地の確保を図る。

## 2 計画内容

本町域の地形地盤条件に配慮し、地震災害等に強い構造のまちづくりを進める。町域内の防災構造化について、各担当課が次の方策を進めていく。

### (1) 耐震、耐火建築物の建築促進

町内の不燃化及び耐震化を促進するため、土地の合理的利用に寄与する耐震や耐火の建築物を普及するよう関係機関と協力する ~~ものとする~~。

現行では、建築確認申請時において、建築基準法的に義務付けがされているが、法施行以前に建築された木造家屋も多数存在している。災害危険を軽減するため、公共建築物や民間建築物の建築確認申請時等において耐震・耐火建築物の建築普及に努める。

### ~~(2) 規制区域の指定~~

~~建築物の建築、宅地造成工事等の規制を行うための規制区域の指定は、防災町づくりの前提であるので宅地造成工事規制区域、防火地域等の指定、災害危険区域の指定について検討する。~~

~~現在は、宅地造成工事規制区域、防火地域等の指定はない。防火地域、準防火地域の指定をすることにより、町内の不燃化及び延焼の防止に努める。~~

### (3) 既存建物の耐震化

一般個人住宅（特に高齢者住宅、要介護者のいる住宅等）の耐震性の診断、木造建築物の密集地区の把握、倒壊の可能性の高い建築物の把握及び耐震化を行うための施策を整備する。

### (4) 液状化災害対策

液状化危険予想区域を把握し、この情報及び液状化による被害防止策について建築物の確認申請時や本町の広報くどやま等をもって周知し、自主的な対策を促す。

公共建築物を新築、改築する際においても、液状化危険予想区域を十分考慮し、適切な耐震性を確保する。

## 第11章 下水道等施設災害予防計画

基本計画編第2編第11章「下水道等施設災害予防計画」を準用する。

## 第12章 上水道施設災害予防計画

基本計画編第2編第12章「上水道等施設災害予防計画」を準用する。

## 第13章 文化財災害予防計画

基本計画編第2編第13章「文化財災害予防計画」を準用する。

## 第14章 危険物等災害予防計画

基本計画編第2編第14章「危険物災害予防計画」を準用する。

## 第15章 公共的施設災害予防計画

基本計画編第2編第15章「公共的施設災害予防計画」を準用する。

## 第16章 防災救助施設等整備計画

基本計画編第2編第18章「防災救助施設等整備計画」を準用する。

## 第17章 防災行政無線整備計画

基本計画編第2編第19章「防災行政無線整備計画」を準用する。

## 第18章 防災訓練計画

<全課、伊都消防組合、消防団>

基本計画編第2編第20章「防災訓練計画」を準用するほか、次のように実施する。

### 1 計画方針

防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚、技術の習得、さらには防災計画（特に、応急対策計画）の実効性の検証を行うため、防災訓練を実施する。

町は、応急対策計画の実効性の確認を主眼とする訓練、**町民住民**及び自主防災組織の意識の高揚、技術の習得のための訓練、消防、救出・救助力の向上のための訓練、各機関、団体との情報の伝達を主眼とする訓練、これらを総合して連携を主眼とする訓練等目的を明確にした訓練を毎年計画的に実施する。

### 2 計画内容

#### (1) 基礎的訓練

<全課>

##### ア 応急対策計画確認訓練

応急対策計画の実効性の確認を主眼とした訓練である。関係課においては応急対策の流れ、情報連絡系統（連絡窓口）、協定内容等の確認を行う。

図上演習や窓口確認訓練等、課単位で比較的容易に取り組める上に、訓練効果が大きいいため、積極的に行うことが望まれる。

##### イ 初動対応訓練（参集訓練含む。）

###### (ア) 「初動対応期分担業務」の習熟

初動対応期の活動は、原則として人命損失の防止活動に勢力を集中する必要があるが、そのことを前提とした場合、各人はどのような役割を担うべきかを災害応急対策計画に示された「初動対応期分担業務」に沿いながら具体的に認識を行う。

###### (イ) 勤務時間外における発災時の活動方法の確認

勤務時間外に大地震が発生したときは、早期に体制を確立することが重要であり、これに対処すべき参集訓練を行う。ただし、単に参集を目的とするのではなく、参集するまでに実施すべき意思決定や活動を整理し、重要事項は参集途上（あるいは参集しなくても）に意思決定が可能となる体制を確保するための訓練を行う。

##### ウ 救出・救助訓練

倒壊家屋等に生き埋めになった者の救出・救助を的確に対処するため、多数の職員・**町民住民**の参加を得た救出・救助訓練を実施する。

##### エ 人命に係る災害情報の収集伝達訓練

人命危険に関する情報を迅速・的確に把握・集約し、必要な意思決定（地域の防災力の救出現場への集中、広域応援要請、自衛隊の派遣要請等）に反映させ、救出体制を確保することを目的とした訓練を実施する。

直下型の大地震が発生したときには、町内に膨大な要救出現場が発生することが予想

される。そのような人命危険に関する情報を迅速・的確に把握・集約し、必要な意思決定(地域の防災力の救出現場への集中、広域応援要請、自衛隊の派遣要請等)に反映させ、救出体制を確保することを目的とした訓練を実施する。

#### オ 通信訓練

##### (ア) 無線設備の運用及び応急復旧訓練

災害時においては、情報伝達収集に必要な有線通信が壊滅的な被害を受ける事が予想され、無線通信による情報伝達収集が必要かつ重要となってくる。

また、大規模地震の場合、無線設備にも被害を受けることが考えられ、通信の途絶が予想される。

このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するため機器の操作習熟に努めるとともに、**町民住民**、機関ごと及び複数の他機関との間において、情報の収集及び伝達の要領、並びに通信設備の応急復旧等についての訓練を実施する。

無線設備の使用**補法方法**については、資料編「基本17」を参照のこと。

- ① 災害発生を想定して実施する本部と各施設、学校、防災関係機関との情報伝達訓練
- ② 通信設備の応急復旧等についての訓練

##### (イ) 加入電話の運用及び応急復旧訓練

庁内に設置されている災害時優先電話の利用方法、庁内の一般加入電話が**輻輳**した場合における特設公衆電話の設置についての**NTT**西日本**電信電話**株式会社への協力要請について訓練を行う。

## (2) 総合訓練等

<全課>

### ア 総合防災訓練

町は、関係防災機関の協力を得て、震災訓練を実施するよう努める。

#### (ア) 訓練内容

通信連絡、避難誘導、災害警備、救護、救出、物資等の輸送、給水、非常炊き出し

#### (イ) 訓練参加者

九度山町自治会(自主防災組織)、小中学校、幼稚園、県、警察署、消防組合、消防団、自衛隊、日本赤十字社和歌山県支部、医師会、地元関係団体、その他災害応急対策計画上必要な防災機関・団体。

#### (ウ) 訓練場所

町内の適切な場所を設定する。

#### (エ) その他

震災訓練の特殊性を考慮し、防災関係機関は特に情報収集と伝達要領及び通信設備の応急復旧等についての訓練を適宜実施する。

### イ 地域防災訓練

自主防災組織、自治会等を単位とする訓練及び複数の組織の連合による訓練と警察署、消防組合、消防団等の協力の基に実施する。

#### (ア) 訓練内容

出火防止訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、情報伝達訓練、給食給水訓練

#### ウ 国、県その他関係機関の実施する訓練

国、県その他関係機関が実施する訓練には積極的に参加し、相互の連絡を密にするとともに、大災害発生の際の混乱と被害を最小限に防除するよう努める。

#### エ 小中学校等の防災訓練

教育委員会指導の基に定期的に訓練を行う。

- (ア) 災害に対して、沈着、冷静、敏速に行動することの意味や必要性を理解させ、身の安全を守る動作と方法を身につけさせる。
- (イ) 避難の実践を通じて、災害予防の意識を高め、安全体制をつくる。
- (ウ) 集団行動を通して、規律と協力の精神を養い、積極的な協力と実践する態度を育てる。

#### オ 文化財の防災訓練

伊都消防組合、町消防団の指示のもと、教育委員会を筆頭に文化財所有者、関係者等が参加し、毎年1月26日の文化財防火デーにあわせて防災訓練を行う。

### (3) 訓練結果の地域防災計画等への反映

<全課>

防災訓練は、単に「問題なく無事終了」というだけではなく、訓練終了後、実際の応急対策に対する問題点を掘り起こし、整理を行う。

その結果を踏まえ、終了後の検討を行い、地域防災計画の改訂や次回訓練の際の重点課題として有効に活用することに努める。

## 第19章 防災知識普及計画

<地域防災課、教育委員会、伊都消防組合、総務課>

基本計画編第2編第21章「防災知識普及計画」を準用するほか、次のように実施する。

### 1 計画方針

地震災害の被害を最小限に食い止めるためには、町等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが日頃から地震災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。

町民住民（町職員を含む。）が、それぞれのライフステージにおいて遭遇する可能性のある危険がどのようなものであり、その危険にどのように対処すべきであるかを基本に据えた防災教育を実施する。この際、各人の役割や能力の特性に応じて内容を工夫する。また、町職員に対しては、防災の要として必要とされる知識・技術に関する防災教育を行う。

### 2 計画内容

町は、関係職員に対して防災教育を実施するとともに、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員、企業等の多様な主体の関わりの中で、防災知識の普及に努め、災害予防及び防災体制の充実を図る住民に対し積極的に防災情報を提供し、災害に対する正しい知識の普及・啓発を図り、地震災害時における適切な判断力の養成に努める。またその際、障がい者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や男女のニーズの違い等に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いについても配慮した防災教育、防災知識するよう努めるとともに、災害発生後の避難所や仮設住宅等においては、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための意識の普及に努めるものとする。

#### （1）職員に対する防災教育

<総務課、地域防災課>

防災関係機関は、防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な推進を期するため、次の方法等により、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

庁内各部署においては、少なくとも年1回、防災訓練等に合わせて研修を行う。令和7年度から「避難所運営に関する職員研修」、「災害対策本部運営に関する職員研修」等の庁内防災研修を各部署ごとに開始している。

なお、災害時の担当職務が平常時平時の担当職務と著しく異なるとき、困難又は特殊な職務を担当する所属においては、所属長は、定期的に実技習得演習を実施する。

その他必要に応じ、研修等を実施するとともに、県又は防災関係機関が行う講習会等について職員を派遣する。

#### ア 教育の内容

（ア）九度山町地域防災計画（地震災害対策計画編）及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担に関すること。

（イ）地震対策の現状と課題

- (ウ) 地震の原因、対策等の科学的、専門的知識に関すること。
- (エ) 過去の主な被害事例に関すること。
- (オ) 防災関係法令の運用に関すること。
- (カ) 土木、建築その他地震対策に必要な技術に関すること。

#### イ 教育の方法

- (ア) 講習会、研修会等の開催
- (イ) 防災活動の手引等印刷物の配布
- (ウ) 見学、現地調査等の実施
- ~~防災講習会~~
- ~~研修会~~
- ~~検討会~~
- ~~見学、現地調査~~

### (2) **町民住民**に対する防災知識の普及

#### <地域防災課>

防災関係機関は、単独又は共同して、**町民住民**の**地震**災害時における心得等防災に関する知識の高揚を図るため、次の**媒体等の利用**により**防災知識の普及広報**に努める。

#### ア 普及の内容

##### (ア) 地震に関する一般知識

地震は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に大地震発生後においては、最初の大地震と同程度の地震の発生もあり得ること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災もあり得ることなど、地震に関する想定・予測の不確実性

##### (イ) 過去の主な被害事例

##### (ウ) 避難場所安全レベルについての考え方や避難路に関する知識

##### (エ) 正確な情報の入手（防災わかやまメール配信サービス、和歌山県防災ナビアプリ等）

##### (オ) 地震災害対策の現状

##### (カ) 平時の心得（準備）

- ① 食糧、飲料水、携帯トイレ及びトイレトーパー等の備蓄〔家庭においては消費しながらの備蓄（ところてん方式）を行い1週間分程度とする〕
- ② 非常持ち出し品の準備
- ③ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具等の転倒防止対策、ブロック塀等の転倒防止対策、ガラスの飛散防止対策
- ④ 感震ブレーカーの設置による通電火災対策
- ⑤ 避難路及び避難場所の把握
- ⑥ 災害時の家族内の連絡体制の確保
- ⑦ 避難所運営の方法
- ⑧ 要配慮者の所在把握
- ⑨ 石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの備蓄及び正しい活用法の習得
- ⑩ 家庭動物との同行避難の方法や受入れる避難所の場所、避難所での飼養についての準備（犬の登録・狂犬病予防注射接種等の法令遵守、しつけ、餌の備蓄等）

⑪ 正確な情報の入手方法(防災わかやまメール配信サービス、和歌山県防災ナビ等)

⑫ 地震保険・共済加入の検討

⑬ 自動車へのこまめな満タン給油

(カ) 災害時の心得

① 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること

② 災害情報等の聴取方法

③ 停電時の処置

④ 避難場所安全レベルについての考え方

⑤ 避難に関する情報の意味(「安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと」、「避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること」)の理解

(キ) 地震発生時の行動及び応急措置

① 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中など)で地震発生時にとるべき行動

② 緊急地震速報等発表時や避難指示等発令時にとるべき行動

③ 初期消火活動をおこなうとともに、消防機関に協力する。

④ 近隣の負傷者、要配慮者の救助

⑤ 避難場所での活動

⑥ 国、公共機関及び市町村等の防災活動に協力する。

(ク) 住宅の耐震診断及び必要な耐震改修の実施

(ケ) 緊急地震速報の正しい活用方法

(コ) 通信確保に関する事項

通信の仕組みや代替通信手段の提供等について、また、災害時における通信量の増加を抑制するため災害時の不要不急な通信を控えることについて定期的訓練の実施も考慮し周知に努める。

イ 普及の方法

各報道機関に協力を求めるほか、各種の広報媒体を活用して周知徹底を図る。

(ア) ラジオ、テレビ及び新聞の利用

(イ) 県・町ホームページ、広報くどやま、広報車の利用

(ウ) パンフレットの利用

(エ) 映画、スライド等による普及

(オ) 学習会、講演会等の開催及び訓練の実施

(カ) 防災マップ、ハザードマップ、避難カード等の作成、**町民住民**への配布

(キ) 地震体験車の利用

(ク) トイレカーやトイレトレーラー(以下「移動型トイレ車両」という。)、高付加価値コンテナ等による普及

(キ) 県災害対応シミュレーションゲームの利用

(ク) その他

(3) 学校教育における防災教育

## &lt;教育委員会&gt;

学校教育の中での防災教育は、地域の実情に即した防災教育を多数の人々を対象に、体系的かつ継続的に実施しうる条件を最も有している。そのため、学校種別にかかわらず一貫した方針のもとに防災教育を実施し、真に災害に強い社会を実現する。このことを念頭に、児童・生徒、教職員及び保護者に対して、学校における教育活動の機会を通じて、安全確保のための知識を中心に「和歌山県防災教育指導の手引き」を活用した防災教育を行う。

## ア 対策

教科指導、防災教育、課外活動、授業参観等の機会を活用して、次の項目に関する知識等を啓発する。

## (ア) 児童・生徒（園児）

児童・生徒（園児）の生活圏に存在する地震時の危険及びその対処方法

- ① [「和歌山県防災教育指導の手引き」を活用した防災学習](#)
- ② [歴史資料等を活用した防災文化の形成](#)
- ③ [実践的な避難訓練や地域と連携した避難訓練](#)
- ④ [身近な安全対策（耐震化、家具固定等）を子どもから発信する減災運動](#)

## (イ) 教職員

上記(ア)及び教職員の役割

## (ウ) 保護者

上記(ア)及び保護者の役割（授業参観等の機会を通じて認識を高める。）

## (4) 防災広報

## &lt;地域防災課&gt;

広報くどやま等に大規模災害対策に関する記事を掲載し、[町民住民](#)の防災意識の高揚に努める。

広報の重点事項は、次のとおりである。

ア [平常時平時](#)に行う各自の防災対策

- (ア) 建物の点検と補強の方法、家具の固定方法を周知すること。
- (イ) 家族と避難場所の相談をしておくこと。
- (ウ) 非常持ち出し用品をまとめておくこと。（ラジオは必携）
- (エ) 可能な限り7日分、最低3日分の飲料水や[食糧食料](#)、非常持ち出し品を備蓄しておくこと。
- (オ) 本人や家族の生命・財産を守るためには行政だけでは限界があり、[町民住民](#)の自主防災意識の向上と対応が重要であることを認識すること。

イ [平常時平時](#)に行う地域の防災対策

- (ア) 自主防災組織の防災訓練に進んで参加すること。
- (イ) 屋外の転倒落下危険物への対策を行うこと。
- (ウ) 救出・救護の方法を習得すること。
- (エ) 火災防止及び初期消火の方法を習得すること。

## ウ 地震発生時の心得に関する事項

- (ア) 固定された家具等に身を寄せ、あわてて外に飛び出さないこと。
- (イ) まず身の安全を確保し、揺れが収まってからあわてず火の始末をすること。

- (ウ) 火が出たらまず消火をし、隣近所で助け合うこと。
- (エ) 隣近所で要救出現場がないか、被害状況はどうかを把握すること。
- (オ) 隣近所の要配慮者の安否確認を行うこと。
- (カ) 救出・救助活動をできる限り行うこと。

## 第20章 自主防災組織整備計画

基本計画編第2編第22章「自主防災組織整備計画」を準用する。

## 第21章 災害時救急医療体制確保計画

基本計画編第2編第23章「災害時救急医療体制確保計画」を準用する。

＜住民課、地域防災課＞

### 1 計画方針

~~災害発生時には、家屋倒壊による重傷者やその他多数の傷病者が発生し、医療の途を失う町民の発生が予想される。この医療の途を失った町民に対し、応急医療又は助産を迅速かつ適切に行うため、県、日本赤十字社、医師会、その他医療関係機関の協力を得て、災害発生時における救急医療の確保と医療体制等の整備に努める。~~

### 2 計画内容

~~災害発生時における、町内各医療機関の被害状況、受入れ可否の確認並びに医療救護班の編成・派遣情報及び町外の医療機関の被害状況、受入れ可能病院情報の収集について、収集方法、連絡手段、連絡網の整備を行う（計画書の作成）。この際、時間外の対応についても明確にする。~~

~~広域応援医療体制について、必要とされる医療項目、要請先、受入れ体制についての計画を作成する。~~

#### （1）医療救護班の活動体制の整備

＜住民課＞

~~地震の発生により多大な負傷者が発生したときは、県へ医療救護班を要請するほか、町によって医療救護班を編成する。~~

~~しかし、町による医療救護班の要請方法、派遣方法、活動体制等の運用方法について整備がなされていないため、今後この活動体制について整備を行い、災害時に迅速に派遣できるよう、橋本保健所、伊都医師会等と協議を進めていく。~~

~~また、救護所の開設を予定している避難所等においては、救護所の設置場所や設置に関する資機材についての計画を定め、避難所単位に災害用救急箱を設置することについて検討を行う。~~

#### （2）医療機関の耐災害性の向上

＜住民課＞

~~本町の初動対応期の応急医療基本方針は、医療救護班の派遣及び直接医療機関への搬送を主とする計画であるため、医療機関の耐災害性の確保を図ることについて町医療機関を指導することに努める。~~

~~各病院に備蓄してある医薬品及び衛生材料の品目、量について日常より検討を行い、不足が予測される場合は可能な限り対応する。~~

~~それでも不足した場合は、町内医薬品取扱業者から調達することや、県が関係団体と締結している医薬品等の備蓄、調達に関する協定を活用し、県に応援を要請する。このため、平常時から医薬品等調達活動を円滑に行える協力関係を構築する。~~

### ~~（3）広域医療体制の整備~~

#### ~~＜住民課＞~~

~~災害の規模及び患者の発生状況によっては、県や自衛隊等に広域応援を要請する事態が想定されるため、この要請方法や受入れ体制についての整備を行う。~~

~~また、重傷者や多数の傷病者の発生及び町内病院の被害等の発生により、後方医療施設へ搬送し治療を行う必要が生じる。~~

~~このため、日常より次のことについて検討及び把握を行う。~~

- ~~ア 災害発生時（勤務時間内、時間外を問わず。）における、町内医療機関の被害把握方法~~
- ~~イ 医療施設を備えた基幹病院の場所、医療可能な後方医療施設の把握方法、手段~~
- ~~ウ 医療情報の提供の方法や負傷者搬送体制（所在、搬送経路、診療科目）~~
- ~~エ 日常的に町民の利用頻度の高い基幹病院（町内及び町外）~~

~~なお、橋本市の橋本市民病院は、橋本保健医療圏における被災地からの重症患者の受入れ機能等を備え、災害時における医療救護活動の中核施設となる地域災害拠点病院として指定されている。また、かつらぎ町の和歌山県立医科大学附属病院紀北分院、橋本市の医療法人南労会紀和病院は、災害拠点病院に準じる機能を備え、災害時に災害拠点病院を支援する災害支援病院として指定されている。~~

### ~~（4）災害派遣医療チーム（DMAT）の配備~~

#### ~~＜住民課＞~~

~~県は、訓練等を含む研修を実施した災害派遣医療チーム（DMAT：Disaster Medical Assistance Team）の養成を図っている。本町の属する橋本保健医療圏では、橋本市民病院に2チームが養成研修を修了して配備されている。~~

~~県では、被災地で活動した県内DMAT隊が携行した医薬品の情報を参考に、慢性疾患用の医薬品に重点を置き、37薬効群1セットを基本とする備蓄用医薬品を、各保健医療圏の8災害拠点病院に加えて災害支援病院にも配備している。~~

### ~~（5）町民の自主的救護体制の整備~~

#### ~~＜住民課、地域防災課＞~~

~~災害の規模及び患者の発生状況によっては、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、町による医療活動、救急搬送活動が困難となることが予想される。そのため、自主防災組織、町民は、発災時における近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等の内容について把握しておくとともに、医療情報の提供のあり方や負傷者搬送体制についても検討しておく。~~

## 第22章 **要配慮者**避難行動要支援者対策計画

基本計画編第2編第24章「避難行動要支援者対策計画」を準用する。

## 第23章 ボランティア活動環境整備計画

基本計画編第2編第25章「ボランティア活動環境整備計画」を準用する。

## 第24章 企業防災の促進に関する計画

基本計画編第2編第26章「企業防災の促進に関する計画」を準用する。



## 第3編 災害応急対策計画



# 第1章 情報計画

## 第1節 地震情報等の伝達計画

＜和歌山地方気象台、和歌山県、地域防災課、伊都消防組合＞

### 1 地震関連情報

和歌山地方気象台が発表する地震情報等は、次のとおりである。

#### (1) 地震情報についての種類及び発表基準と内容

##### ＜緊急地震速報（警報）及び地震情報の種類＞

種類	発表基準	発表内容
<u>緊急地震速報（警報）注1</u>	最大震度が5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予測される 地域名〔和歌山県内は和歌山県北部、和歌山県南部の2地域（※1）〕
<u>震度速報</u>	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）〔和歌山県内は和歌山県北部、和歌山県南部の2地域（※2）〕と地震の検知時刻を速報
<u>震源に関する情報</u>	・震度3以上（津波警報等を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
<u>震源・震度情報</u>	・震度1以上 ・津波警報、津波注意報または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村ごとの観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村・地点名を発表
<u>南海トラフ地震臨時情報</u>	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合	南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。 気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地

種 類	発表基準	発表内容
		<p>震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。</p> <p>南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。</p> <p>（呼びかける今後の備えの例） 家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認</p>
<p>南海トラフ地震 関連解説情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</li> </ul> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>	
<p>長周期地震動に関する観測情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合</li> </ul>	<p>地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測地点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）</p>
<p>遠地地震に関する情報</p>	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マグニチュード7.0以上</li> <li>・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</li> </ul> <p>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある</p>	<p>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表※</p> <p>日本や国外への津波の影響についても記述して発表</p> <p>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表</p>
<p>その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顕著な地震の概要、震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等</li> </ul>	<p>顕著な地震の概要を簡潔に記載したものの、震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表</p>
<p>推計震度分布図</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度5弱以上</li> </ul>	<p>観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表</p>

## 緊急地震速報及び地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報や震度情報で用いる区域の名称	市郡〔町村〕名
和歌山県	和歌山県北部	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、紀の川市、岩出市、海草郡〔紀美野町〕、伊都郡〔かつらぎ町、 <b>九度山町</b> 、高野町〕、有田郡〔湯浅町、広川町、有田川町〕、日高郡〔美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町〕
	和歌山県南部	田辺市、新宮市、西牟婁郡〔白浜町、上富田町、すさみ町〕、東牟婁郡〔那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町〕

注1：震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置づけている。

引用：気象庁ホームページ「緊急地震速報や震度情報で用いる区域の名称（令和6年5月8日現在）」

## 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5～30分程度	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合監視領域内<sup>◆1</sup>でマグニチュード6.8以上<sup>◆2</sup>の地震<sup>◆3</sup>が発生</p> <p>○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</p> <p>○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</p>
地震発生等から 最短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード <sup>◆4</sup> 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<p>○監視領域内<sup>◆1</sup>において、モーメントマグニチュード<sup>◆4</sup>7.0以上の地震<sup>◆3</sup>が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</p> <p>○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</p>
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

引用：和歌山県地域防災計画 地震・津波災害対策計画編（令和2年度修正）

- ◆1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km 程度までの範囲
- ◆2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。
- ◆3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- ◆4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

## (2) 地震情報（震度速報を除く）の通知基準

和歌山地方気象台は、次の基準により関係機関へ通知する。

### ア 震源震度に関する情報

- (ア) 和歌山県内で震度3以上を観測したとき。
- (イ) 隣接府県（大阪府、奈良県、三重県）で震度4以上を観測したとき。
- (ウ) 上記以外の都道府県で震度6弱以上を観測したとき。

### イ 各地の震度に関する情報

和歌山県内で震度1以上を観測したとき。

### ウ その他の情報（震源情報、遠地地震に関する情報、地震の回数に関する情報、推計震度分布情報等）

地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき。

## (3) 地震解説資料（気象庁提供）

地震解説資料には、速報版と詳細版があり、速報版は和歌山県で震度4以上を観測した場合か、日本及びその周辺で発生した地震で和歌山県に大津波警報・津波警報・津波注意報を発表した場合に作成され、地震発生から30分程度で提供される。

詳細版は、和歌山県で震度5弱以上を観測した場合や、和歌山県に大津波警報・津波警報・津波注意報を発表した場合（海外で発生した地震により津波警報等が発表された場合を含む）、社会的に関心の高い地震が発生した場合等に作成され、地震発生から1～2時間程度で提供される。

## (3-4) 震度情報で用いられる地域名称

本町においては、以下のとおりである。

- ア 地域名称：和歌山県北部
- イ 市町村名称：九度山町
- ウ 震度発表名称：九度山町九度山（九度山町役場敷地内）

## 2 地震関連情報の伝達

### (1) 伝達経路

和歌山地方気象台⇒和歌山県（災害対策課）⇒九度山町

### (2) 本町における措置

ア 県から本町に通知される地震関連情報等は、**平常時**平時の勤務時間中にあつては地域防災課が受領する。

通知が時間外の場合は日直が受領し地域防災課長に伝達を行う。日直がない場合は地域防災課が受領する。

イ 地域防災課は、県から地震関連情報等を受領した場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を**講じる**講ずるとともに、**町民**住民、町内の官公署、学校、団体等に対しても必要な事項の周知徹底を図る。

周知方法は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 広報車による。
- (イ) 防災行政無線（同報系）による。
- (ウ) 伝達組織を通じる。

- (エ) サイレン、警鐘等による。
- (オ) 電話による。
- (カ) インターネット（ウェブサイト、メール配信サービス、SNS等）による。
- (キ) 窓口等への掲示による。

ウ 本町は、前項の周知徹底のため、あらかじめ関係者の間において地震関連情報等の受領、伝達、その他の取扱いに関して必要な事項を協議しておくとともに、勤務時間外及び停電時における受領、伝達についても支障のないよう措置しておく。

エ 震災の発生のおそれがあるような場合において異常な現象を認めたときは、地震関連情報等の逆経路、その他により、速やかに県の機関に対し必要な情報を通報する。

オ 地域防災課長は、地震関連情報等の受領、伝達その他の処理に関する取扱責任者を明らかにし、かつ事後の参考のための書類を作成し保存する。

カ 県では、住民に直接災害防災情報を伝達する手段として、ポータルサイト「防災わかやま」、登録制メール「防災わかやまメール配信サービス」、X(旧Twitter)「防災わかやまX」、スマートフォンアプリ「和歌山県防災ナビ」及び携帯電話各社の「緊急速報メール」を運用しており、一人でも多く災害防災情報が行き渡るように努めている。

### (3) 緊急地震速報の伝達

#### ア 伝達の方法

本町は、気象庁が発表した緊急地震速報を、消防庁から地域衛星通信ネットワークを経由して情報を送信する全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いて防災行政無線を自動起動し、**町民住民**等に伝達する。

#### イ 緊急地震速報の適切な活用

本町は、緊急地震速報の特性や防災行政無線を活用した場合の時間的限界等、基本となる次の事項について**町民住民**に広報し適切な活用に努める。予想される地震動の大きさが震度6弱以上の場合は、県予報区域及び細分区域を地区単位とし「特別警報」として発表される。

- (ア) 情報を発表してから主要動が到達するまでの時間は長い場合でも十数秒から数十秒と極めて短く、震源に近いところでは情報が間に合わないこと。
- (イ) ごく短時間のデータだけを使った情報であることから、予測された震度に誤差を伴うことがあること。
- (ウ) 防災行政無線の自動起動から通報時間までわずかに時間を要すること。

### (4) 異常現象を発見した者の措置

震災が発生するおそれのある異常現象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報する。

#### ア 発見者の通報

異常現象を発見した者は、町長、橋本警察署長に通報する。

#### イ 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官等は、直ちに町長へ通報するとともに橋本警察署長等に報告する。

#### ウ 町長の通報

上記のア、イによって異常現象を承知した町長は、速やかに和歌山地方気象台に、また、震災の予想されるほかの市町村長並びに関係のある県の地方機関に対して通報する。

エ 和歌山地方気象台に通報する異常現象は次に示す。

(ア) 地震に関する事項

(イ) 群発地震（数日間以上にわたり、頻繁に感ずるような地震）

(ウ) 震災を伴う大地震

オ 周知徹底

異常現象を発見し、また通報を受けたときは、関係の各機関はその現象によって、予想される震災地域の住民及び関係機関に周知徹底を図る。

## 第2節 被害情報等の収集計画

<地域防災課、伊都消防組合、税務課、住民課、施設所管各部署>

県の地域に大規模な地震が発生した場合、本町は迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、地震その他災害に関する情報を必要な機関、町民住民へ伝達を行う。

地震情報について、全町職員は、正確に情報が把握できるよう、平常時平時から情報入手手段を確保すること。

### (1) 発表基準

#### ア 地震に関する情報

地震発表は、通常の場合、気象庁本庁か大阪管区気象台で行うが、県内一般公衆の利便をさらに増進させるために必要であると認めた場合は、和歌山地方気象台が新たに情報を発表する。このほか、通信障害等によって大阪管区気象台との連絡ができない場合や、緊急の場合には、和歌山地方気象台が必要な情報を発表する。

#### イ 情報の種類

地震に関する情報は、次の3種類である。

- (ア)地震情報：地震の現象及びこれに密接に関連する現象（津波現象を除く。）の観測成果及び状況を内容とするもの。
- (イ)地震・津波情報：地震現象、津波現象及びこれらに密接に関連する現象の観測成果及び状況を内容とするもの。
- (ウ)津波情報：津波現象及びこれらに密接に関連する現象の観測成果及び状況を内容とするもの。

※ 地震の震度については次表を参照のこと。

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## (2) 町長の措置

ア 町長は、県の機関又は警察の機関から予報等を受領した場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、**町民住民**、町内の官公署、学校、団体等に対しても必要な事項の周知徹底を図る。

周知方法は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 広報車、宣伝車による。
- (イ) 有線放送による。
- (ウ) 伝達組織を通じる。
- (エ) サイレン、警鐘等による。
- (オ) 電話による。
- (カ) インターネット（ウェブサイト、メール配信サービス、SNS等）による。
- (キ) 窓口等への掲示による。

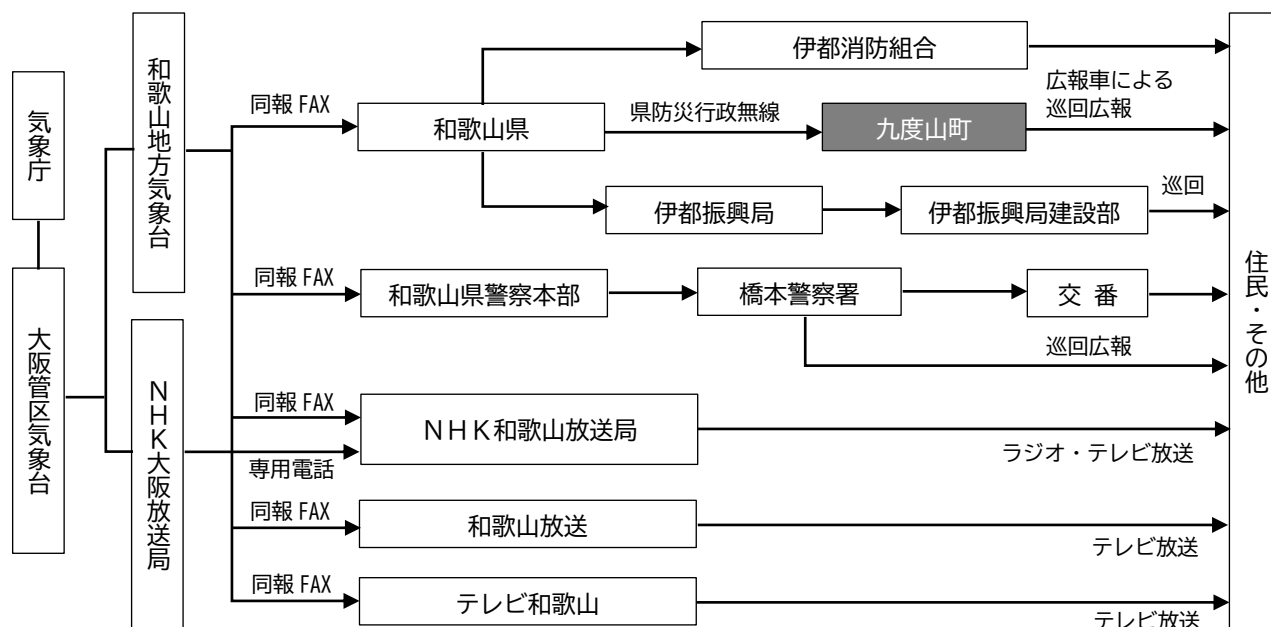
イ 町長は、前項の周知徹底のため、先に関係者の間において予報等の受領、伝達、その他の取扱いに関して必要な事項を協議しておくとともに、勤務時間外及び停電時における受領、伝達についても支障の無いよう措置しておく。

ウ 町長は、県の機関から警報等を受領した場合は、解除になるまでは放送局の放送により、現状を聴取するよう努める**ものとする**。

エ 町長は災害の発生のおそれがあるような場合において異常な現象を認めたときは、予報等の逆経路その他により、速やかに県の機関に対し必要な情報を通報する**ものとする**。

オ 町長は、予報等の受領、伝達担当者の決定及び記録の整備に関して、県に準じた措置を講じておく。

地震情報受理伝達図



### 第3節 災害通信計画

基本計画編第3編第1章第3節「災害通信計画」を準用する。

### 第4節 災害広報計画

基本計画編第3編第1章第4節「災害広報計画」を準用する。

### 第5節 生活関連総合相談計画

基本計画編第3編第1章第5節「生活関連総合相談計画」を準用する。

## 第2章 地震消防計画

<伊都消防組合、消防団>

### 1 計画方針

大規模地震発生時には、同時多発火災の発生等により極めて甚大な被害が予想されるため、町及び消防機関は、**町民住民**、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、全機能をあげて被害を最小限に食い止めるため、出火防止措置や消火活動を行う。

### 2 計画内容

#### (1) 伊都消防組合の活動

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、各関係機関と相互に連絡を取り、地震災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、次により効果的な消防活動を行う。

##### ア 初期における情報収集体制

地震発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立する上で特に重要であるため、有線及び無線等の通信施設のみならず、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等のあらゆる手段を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。

##### イ 地震による火災の初期消火と延焼防止

(ア) 地震による火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

(イ) 地震によって、建築物の倒壊、橋梁の損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、直近の迂回路を利用し、消火活動を行う。

(ウ) 地震によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・井戸等の自然水利を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。

#### (2) 消防団の活動

消防団は、地震災害が発生した場合、消防団長の指揮のもと、消防隊として次の消火活動を行う。

##### ア 出火警戒活動

地震発生により火災等の災害発生が予測される場合は、**町民住民**に対し、出火警戒を呼びかける。

##### イ 消火活動

地震により出火した場合は、**町民住民**と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等の人命の安全確保を最優先とした初期消火にあたる。

##### ウ 地震災害情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連絡を取り、地震災害の情報を収集するとともに、**町民住民**へ伝達する。

##### エ 避難誘導

避難の指示等が出された場合は、関係機関と連絡を取りながら、**町民住民**を安全な場所に誘導する。

### (3) 町民住民、自主防災組織及び事業所の活動

町民住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

#### ア 町民住民

##### (ア) 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。また、漏電火災防止のため、避難時にはブレーカーを切る。

##### (イ) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂の汲みおきの水等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

#### イ 自主防災組織

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、町民住民が自主的に結成した防災組織であり、地震災害発生時には次の活動を行う。

##### (ア) 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。

##### (イ) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

#### ウ 事業所

##### (ア) 火災が発生した場合の措置

① 自衛消防隊により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報する。

② 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

##### (イ) 地震災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域の町民住民に対し、避難誘導、立入禁止等の必要な措置を講じる講ずる。

## 第3章 罹災者救助保護計画

### 第1節 災害救助法の適用計画

基本計画編第3編第4章「災害救助法の適用計画」を準用する。

### 第2節 被災者生活再建支援法の適用計画

基本計画編第3編第4章第2節「被災者生活再建支援法の適用計画」を準用する。

### 第3節 避難計画

基本計画編第3編第4章第3節「避難計画」を準用する。

### 第4節 食糧食料供給計画

基本計画編第3編第4章第4節「食料供給計画」を準用する。

### 第5節 給水計画

基本計画編第3編第4章第5節「給水計画」を準用する。

## 第5節—給水計画

＜上下水道課＞

~~基本計画編第3編第4章第5節「給水計画」を準用するほか、次のように実施する。~~

### 1—計画方針

~~大地震が発生したときは、上下水施設の損壊等による断水が予想されるので迅速かつ的確な応急対策活動ができるように必要な措置を講じておく。町民住民への正確な情報を伝達し、混乱が生じないように給水活動を進める。~~

~~ただし、本部において実施できないときは、隣接市町関係団体又は県本部等の協力を得て実施することができるよう体制の確保を図る。~~

### 2—計画内容

#### （1）実施者

~~本部長が実施し、土木復旧班が担当する。本部長は1人1日最低必要量2～3リットルの水の確保に努め、更にさらに風呂、トイレ及び炊事等に必要な生活水の確保にも努める。被害により実施が困難なときは、本部長より日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援要綱に基づき応援要請を行い、実施する。~~

#### 給水量の目安（参考）

出典：総務省消防庁ホームページ

#### （2）給水需要の把握

~~災害の発生により、町内の全域にわたって給水機能が停止し、復旧に相当期間を要すると判断される場合は、直ちに応急給水業務を開始する。~~

~~町内の一部で給水機能が停止した際は、建設部土木復旧班でその状況を把握し、本部へ報告するものとする。~~

~~報告する内容は、次のとおりによる。~~

~~ア 給水機能停止区域、世帯、人口~~

~~イ 配水池等水道施設の被害状況及び復旧の見込み~~

~~ウ 応急給水活動の開始時期及び編成班数~~

~~エ 給水所の設置（予定）場所~~

#### （3）緊急給水体制の確立

~~土木復旧班は、災害発生時において次の体制を確立する。~~

~~ア 活動内容により、人員を給水担当、広報担当、復旧担当に分けそれぞれ活動を進める。~~

~~イ 給水量、給水方法、給水施設の応急復旧計画については、主本復旧班長が給水需要や給水施設の被害状況・復旧見込み、施設の重要度（傷病者のために多量の水を要する病院、炊き出しを行う避難所、要配慮者関係施設等に対する優先搬送供給）等を考慮し、本部と協議のうえ指示する。~~

~~ウ 応急給水活動及び復旧活動を円滑に進めるため、本町指定水道工事店へ応援を要請する。また、被害の状況によっては、県本部に他の水道事業者の応援要請を行う。~~

~~上水道施設の応急、復旧は、基本計画編第2編第11章「上水道施設災害予防計画」を参照のこと。~~

#### ~~（4）給水~~

~~主本復旧班は、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、断水地区の医療機関、避難場所等緊急度の高い所等の重要施設に対し優先給水を行う。給水は、町所有の車両、資機材を用いて行う。~~

~~給水は、各家庭への個別給水ではなく、指定した給水所、避難場所等特定の場所に限定した「拠点給水方法」とする。給水所を指定したときは、当該地にその旨を表示する。また、給水所に利用町民住民の代表者を指定し、表示する。~~

~~給水に関しての問い合わせ要望等については、出来るだけ代表者にとりまとめを依頼する。~~

~~また、衛生上、飲料水が防疫その他衛生上浄化の必要があるときに、ろ過器及び浄水剤等により滅菌して飲料水を確保する。~~

~~家庭用井戸について、飲用水として適当と認めた場合には、その付近の被災者のための飲料水として供給する。~~

#### ~~（5）供給方法~~

##### ~~ア 水源の確保~~

~~応急給水に必要な水は、配水池より確保する。~~

~~施設の被害状況、道路交通状況により、配水池からの供給が可能な際は、給水タンク等を車両に搭載し給水活動を実施する。車両については、本町指定水道業者の協力を得るものとする。また、給水における広域応援がなされた時も、配水池で供給を行い、給水車、給水タンク等により活動を行う。~~

##### ~~イ 給水広報担当~~

~~緊急給水活動を実施するのと同時に、給水活動の広報担当は、町民住民に対し次のような給水広報活動等の活動を行うものとする。~~

~~（ア）被害状況の説明及び復旧見込みの広報~~

~~（イ）給水所の場所及び給水予定時刻（交通事情により、予定時刻どおりの給水ができない場合もあることを広報すること）~~

~~（ウ）緊急給水に関する諸注意の広報（必要以上容器を持参しない、備蓄飲料水の使用の協力等を広報する）~~

~~（エ）給水所代表者からの給水に関しての問い合わせ・要望の把握~~

~~（オ）町が保有する給水容器（給水ポリバケツ、給水袋等）の自主防災組織への貸与~~

##### ~~ウ 給水の実施~~

~~給水の実施は、各方法にて確保された飲料水全てについて、上記給水所で行う。給水~~

~~は、共用水栓を設置できる場合は使用し、設置できない場合は、給水タンク、給水車等から直接給水する。~~

~~一般家庭用水は、各家庭において持参した容器で給水を受けることを原則とする。自ら容器を持参できない、又は給水された容器を持ち運べない等要配慮者に対しては、自主防災組織や近隣住民等の援助が受けられるように配慮し、給水活動全体に支障が生じないようにする。~~

### ~~配水池一覧表~~

### ~~給水用資機材一覧表~~

#### ~~(6) 事務手続き~~

~~ア 本部長は、飲料水の供給計画に基づき応急対策を実施したときは、直ちに、橋本保健所経由のうえ県本部食品・生活衛生班（県食品・生活衛生課）へ報告する。~~

~~イ 本部長は、飲料水の供給ができないときの隣接市町等への応援又は協力の要請手続きは上記と同じとする。~~

~~なお、要請等にあたっては、次の事項を明示する。~~

~~(ア) 給水地~~

~~(イ) 必要水量（何人分、何立方m）~~

~~(ウ) 給水方法~~

~~(エ) 給水期間~~

~~(オ) 水道又は井戸の名称~~

~~(カ) その他~~

#### ~~(7) 災害救助法による基準~~

~~ア 飲料水の供給期間~~

~~災害発生の日から7日以内~~

~~イ 飲料水の供給対象~~

~~災害により現に飲料水を得ることができない者~~

~~ウ 飲料水供給のための費用のうち補助対象となる経費~~

~~(ア) 水の購入費~~

~~(イ) 給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費~~

~~(ウ) 浄水用の薬品費及び資材費~~

~~エ 帳簿等の作成~~

~~飲料水の供給を行うときは、必要な帳簿等を作成し、保管する。資料編「様式30」を参照のこと。~~

#### ~~(8) 水道の対策~~

~~上下水道課は、災害による水道事故に対処するため災害の発生が予想されるときは、要員を待機させるとともに復旧資材の確保に努め、事故が発生したときは、次の方法により対策を講じる。~~

~~ア 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。~~

~~イ 施設の損壊、漏水等の被害を認めたとときは、応急措置を講じるとともに、橋本保健所を経由して県本部食品・生活衛生班（県食品・生活衛生課）に被害内容、被害金額及び給水状況等を速やかに電話等で報告する。~~

~~ウ 水道が断水のため、町のみで飲料水の供給ができなくなったときは、橋本保健所を経~~

~~由して県本部食品・生活衛生班（県食品・生活衛生課）に連絡するとともに、日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援要綱に基づく支援の要請を行う。~~

~~エ 水道の復旧にあたっては、復旧行動指針・復旧計画等に添って行うが、特に浄水場から主要配水池にいたる送水管の復旧及び基幹配水管の復旧を優先的に行う。その後避難場所、病院等への給水が早急に行われるよう考慮しながら、配水支管等の復旧を行い、断水区域の解消に努める。~~

~~オ 水道の復旧にあたって支援が必要と判断したときは、橋本保健所を經由して県本部食品・生活衛生班（県食品・生活衛生課）に連絡するとともに、災害時における相互応援協定等に基づく支援の要請や県本部に支援の要請を行う。~~

~~カ 土木復旧班は復旧後の施設の使用開始にあたって、水質の保全に留意し管内の消毒等を十分行う。~~

~~キ 国庫補助対象となるような規模の施設災害が発生した場合には、被害写真を添付した復旧工事計画調書を作成し、橋本保健所を經由して県本部食品・生活衛生班（県食品・生活衛生課）へ提出し、「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」、「災害復旧事業の実務に関する手引」及び「厚生労働省所管水道施設災害復旧費調査要領」等により所定の手続き等を行う。~~

#### ~~(9) その他~~

~~本部長は、家庭用井戸の把握に努める。また、給水の実施にあたって給水場所や時間等の内容を迅速かつ的確に広報できるよう努める。~~

## 第6節 物資供給計画

基本計画編第3編第4章第6節「物資供給計画」を準用する。

## 第7節 住宅・宅地対策計画

基本計画編第3編第4章第7節「住宅・宅地対策計画」を準用する。

## 第8節 医療助産計画

基本計画編第3編第4章第8節「医療助産計画」を準用する。

## 第9節 罹災者救出計画

基本計画編第3編第4章第9節「罹災者救出計画」を準用する。

## 第10節 住居等の障害物除去計画

基本計画編第3編第4章第10節「住居等の障害物除去計画」を準用する。

## 第11節 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画

基本計画編第3編第4章第11節「災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画」を準用する。

## 第12節 遺体搜索処理計画

基本計画編第3編第4章第12節「遺体搜索処理計画」を準用する。

## 第13節 災害義援金品配分計画

基本計画編第3編第4章第13節「災害義援金品配分計画」を準用する。

## 第14節 外国人支援計画

基本計画編第3編第4章第14節「外国人支援計画」を準用する。

## 第15節 要配慮者対策計画

基本計画編第3編第4章第15節「要配慮者対策計画」を準用する。

## 第16節 その他の被災者保護計画

基本計画編第3編第4章第16節「その他の被災者保護計画」を準用する。

## 第4章 保健衛生計画

基本計画編第3編第5章「保健衛生計画」を準用する。

## 第5章 公共土木施設等応急対策計画

基本計画編第3編第6章「公共土木施設等応急対策計画」を準用する。

## 第6章 農林関係災害応急対策計画

基本計画編第3編第7章「農林関係災害応急対策計画」を準用する。

## 第7章 事故災害応急対策計画

基本計画編第3編第8章「事故災害応急対策計画」を準用する。

### 第1節 ~~鉄道施設災害応急対策計画~~

~~＜南海電気鉄道株式会社＞~~

#### ~~1 計画方針~~

~~本町は、地震を起因とする列車の脱線、転覆、その他の事故により、多くの死傷者を伴う鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、南海電気鉄道株式会社が実施する応急対策に協力する。~~

#### ~~2 計画内容~~

~~南海電気鉄道株式会社は、災害等により、応急対策を実施する場合は、事故災害対策非常体制をとり、旅客、公衆の安全及び輸送の確保に対処する。~~

##### ~~（1）地震発生時の運転規制と警戒~~

~~南海電気鉄道株式会社が定めるところによる。~~

##### ~~（2）現地対策本部の設置~~

~~南海電気鉄道株式会社は、被害が発生した場合、発生地に現地対策本部を設置し、その状況により、本町は南海電気鉄道株式会社本社に職員を派遣する。~~

##### ~~（3）本部の任務内容~~

- ~~本部は、次の業務を行う。~~
- ~~ア 情報の収集・伝達~~
- ~~イ 職員の非常招集~~
- ~~ウ 災害箇所の調査、報告~~
- ~~エ 救護活動の支援~~
- ~~オ 応急復旧用の資機材調達~~
- ~~カ 振替輸送及び代行輸送の手配~~
- ~~本町は、南海電気鉄道株式会社が実施する応急対策に協力する。~~

## 第2節 道路災害応急対策計画

~~基本計画編第3編第8章第2節「道路災害応急対策計画」を準用する。~~

## 第8章 危険物等災害応急対策計画

基本計画編第3編第10章「危険物等災害応急対策計画」を準用する。

## 第9章 公共的施設災害応急対策計画

基本計画編第3編第11章「公共的施設災害応急対策計画」を準用する。

## 第10章 文教対策計画

基本計画編第3編第12章「文教対策計画」を準用する。

## 第11章 震災対策要員の計画

基本計画編第3編第13章「災害対策要員の計画」を準用する。

~~＜福祉課、地域防災課、九度山町社会福祉協議会、業務所管各部署＞~~

### ~~1 計画方針~~

~~震災応急対策を実施するために必要な要員は、本計画による。~~

## 2 計画内容

~~震災対策の要員については、おおむね次の順序で動員を行う。ただし、震災応急対策作業の内容によっては、先順位の要員に余裕があっても、他の種別要員を先に動員する必要がある場合は、この限りではない。~~

- ~~（1）町、職員の動員~~
- ~~（2）ボランティアの動員~~
- ~~（3）労働者の雇上げ~~

~~また、動員は本部において行うものであるが、本部が震災応急対策及び震災救助を実施するにあたり、労働者の雇上げ等が不可能で人員に不足を生ずる場合は、次の応援要請事項を示して、県本部へ要請する。~~

~~＜応援要請事項＞~~

- ~~ア 応援を必要とする理由~~
- ~~イ 従事場所~~
- ~~ウ 作業内容~~
- ~~エ 人員~~
- ~~オ 従事期間~~
- ~~カ 集合場所~~
- ~~キ その他参考事項~~

### 第1節 ボランティア受入れ計画

~~基本計画編第3編第13章第1節「ボランティア受入れ計画」を準用する。~~

### 第2節 労働者の確保計画

~~基本計画編第3編第13章第2節「労働者の確保計画」を準用する。~~

## 第12章 交通輸送計画

基本計画編第3編第14章「交通輸送計画」を準用する。

## 第13章 自衛隊派遣要請等の計画

基本計画編第3編第15章「自衛隊派遣要請等の計画」を準用する。

## 第14章 県防災ヘリコプター活用計画

基本計画編第3編第16章「県防災ヘリコプター活用計画」を準用する。

## 第15章 相互応援計画

基本計画編第3編第17章「相互応援計画」を準用する。

## 第16章 ~~相互応援計画~~防災拠点施設活用計画

基本計画編第3編第18章「~~相互応援計画~~防災拠点施設活用計画」を準用する。

## 第17章 広域防災体制の計画

基本計画編第3編第19章「広域防災体制の計画」を準用する。

## 第4編 災害復旧・復興計画



## 第1章 施設災害復旧・復興事業計画

基本計画編第~~3~~4編第~~17~~1章「施設災害復旧・復興事業計画」を準用する。

## 第2章 災害復旧資金計画

基本計画編第4編第2章「災害復旧資金計画」を準用する。

## 第3章 罹災証明発行計画

基本計画編第4編第3章「罹災証明発行計画」を準用する。

## 第4章 災害復旧・復興計画

基本計画編第4編第4章「災害復旧・復興計画」を準用する。



## 第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画



# 第1章 総 則

## 第1節 推進計画の目的

<地域防災課>

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

## 第2節 推進地域

<地域防災課>

南海トラフ法第3条第1項の規定に基づき指定された和歌山県の地震防災対策推進地域の区域は、全市町村である。

【平成26年4月1日現在】

和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、**九度山町**、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町

## 第2.3節 南海トラフ地震臨時情報等について

<地域防災課>

この情報は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて発表されるものである。気象庁が、監視領域内でM6.8以上の地震が発生した場合や異常な現象を観測した場合に、有識者による「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催して発表するとき、想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上の地震が発生したときなどに発表する。ただし、異常な現象が観測されず突発的に南海トラフ地震が発生することもある。

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 ※ 防災対応がとりやすいようキーワードを付して情報を発表	調査中	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
	巨大地震警戒	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上～M8.0未満の地震や通常と異なる「ゆっくりすべり」が発生したと評価した場合等
	調査終了	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、臨時情報を発表する場合を除く）</li> </ul>	

## 第3.4節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

<地域防災課>

本町の地域に係る地震防災に関し、防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第5章「町及び防災関係機関の実施責任と業務大綱」に定めるところによる。

## 第2章 地震発生時の応急対策等

### 第1節 地震発生時の応急対策

＜施設所管各部署、業務所管各部署、自主防災組織、防災関係機関、医療機関＞

町長は、震災の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集する。その際、当該地震が、自らの対応力のみでは十分な震災対策を講じる講ずることができないような災害となる可能性を考慮し、その規模を把握するための情報を収集するよう留意するとともに、被害の詳細が把握できない状況であっても、迅速な当該情報の報告に努める。

指定公共機関、指定地方行政機関は、災害情報を収集する。その際、当該災害が国の総合的な災害対策を実施する必要がある大規模震災であると認められるときは、特にその規模の把握のため必要な情報の収集に努める。

情報の収集・伝達における役割並びに地震の被害状況等については、第3編第1章「情報計画」に定めるところによる。

#### 1 情報の収集・伝達

##### (1) 情報の収集・伝達

地震により広域かつ甚大な被害が発生する恐れがあるため、下記について留意する。

ア 町は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集する。その際、当該地震が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害となる可能性を考慮し、その規模を把握するための情報を収集するよう留意するとともに、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努める。

イ 指定公共機関、指定地方行政機関は、災害情報を収集する。その際、当該災害が国の総合的な災害対策を実施する必要がある大規模災害であると認められるときは、特にその規模の把握のため必要な情報の収集に努める。

情報の収集・伝達における役割並びに地震や被害状況等の情報の収集・伝達については、第3編第1章「情報計画」に定めるところによる。

##### (2) 避難のための指示

町長は、第3編第3章第3節「避難計画」に定めるところにより実施する。

ア 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民に対し避難の指示をする。

また、町長は、避難のための立退きを指示し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したときは、すみやかにその旨を知事に報告する。

イ 知事は、災害が発生した場合において、当該災害の発生により町長が、避難のための立退きの指示ができなくなったときは、町長に代わって実施する。

ウ 警察官又は海上保安官

(ア) 町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長か

ら要請があったときは、住民等に対して避難のための立退きを指示する。この場合、避難のための立退きを指示した旨を町長に通知する。

(イ) 警察官は、災害により危険な事態が発生し、特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させる。

エ 災害派遣を命ぜられた自衛官

災害により危険な事態が発生し、警察官がその場にいなくて特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させる。

## 2 避難対策等

(1) 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所等を適切に指定するほか、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示するものとする。町は、地区ごとに、次の事項について関係する町民住民等にあらかじめ十分周知を図るものとする。

ア 地域の範囲

イ 想定される危険の範囲

ウ 避難場所（屋内、屋外の種別）

エ 避難場所に至る経路

オ 避難の指示等の伝達方法

カ 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等

キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持ち出し品、服装、車の使用の禁止等）

(2) 町が、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ資料を準備しておくものとする。

(3) 町は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食糧食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。

(4) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の指示等があったときは、町災害対策本部の指示に従い、町民住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

(5) 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

ア 町は、あらかじめ要配慮者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとする。

イ アに掲げる者の避難場所までの介護及び搬送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地区住民全体の合意によるルールを決めた上で計画を策定するものとし、町は、町長より避難の指示等が出されたときに自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

ウ 地震が発生した場合、町はアに掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

エ 避難所における救護上の留意事項

(ア) 町が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

① 収容施設への収容

- ② 飲料水、主要食糧食料及び毛布の供給
- ③ その他必要な措置

(イ) 町は(ア)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

- ① 流通在庫の引き渡し等の要請
- ② 県に対し、県及びほかの市町村が備蓄している物資等の供給要請
- ③ その他必要な措置

オ 町は、町民住民等が地震発生時に的確な避難を行うことができるよう、避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

### 3 水道、電気、ガス、通信関係

水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設の事業者・管理者が地震等による被害を軽減又は復旧するための必要な措置については、第3編第3章第5節「給水計画」及び第3編第9章「公共的施設災害応急対策計画」によるものとする。

### 4 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

#### (1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりとする。

ア 各施設に共通する事項

- (ア) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (イ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (ウ) 出火防止措置
- (エ) 水、食糧食料等の備蓄
- (オ) 消防用設備の点検、整備
- (カ) 非常用発電設備の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

- (ア) 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- (イ) 学校等にあつては、
  - ① 避難の安全に関する措置
  - ② 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）、これらの者に対する保護の措置
- (ウ) 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置  
なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

#### (2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

町は、必要に応じて、通信施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

ア 災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲

げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

(ア) 非常用自家発電設備、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ウ) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者はアの(ア)又は(イ)に掲げる措置をとるとともに、町が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

ウ 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

## 5 二次災害の防止

町は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、県は、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、町へ指示する。

## 6 救助・救急・消火・医療活動

町は、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、国、県等と連携し活動を行う。その活動については、第3編第2章「地震消防計画」並びに第3章第8節「医療助産計画」に定めるところによる。

なお、文化財の被害軽減を図るため、延焼防止のための対策を予め講ずることとし、その計画については、第2編第13章「文化財災害予防計画」に定めるところによる。

## 7 輸送活動

町は、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、国、県等と連携し活動を行う。その活動については、第3編第12章「交通輸送計画」に定めるところによる。

## 8 保健衛生・防疫活動

町は、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、国、県等と連携し活動を行う。その活動については、第3編第4章「保健衛生計画」に定めるところによる。

## 第2節 資機材、人員等の配備手配

<地域防災課>

### 1 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、第3編第3章第4節「**食糧食料**供給計画」、第3編第3章第5節「給水計画」及び第3編第3章第6節「物資供給計画」に基づき整備しておく**ものとする**。
- (2) 町は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

### 2 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する**ものとする**。

### 3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとします。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

## 第3節 他機関に対する応援要請

<近畿地方整備局、陸上自衛隊第37普通科連隊、地域防災課>

### 1 ほか他の市町村への応援要請

町は、必要に応じて応援協定に従い、関係機関に応援要請を行う。その内容は、第3編第15章「相互応援計画」に定めるところによる。

### 2 自衛隊の派遣要請要求

町は、必要があるときは、県に対し自衛隊の災害派遣要請を要求する。その内容は、第3編第13章「自衛隊派遣要請等の計画」に定めるところによる。

### 3 広域的な災害対応体制の整備

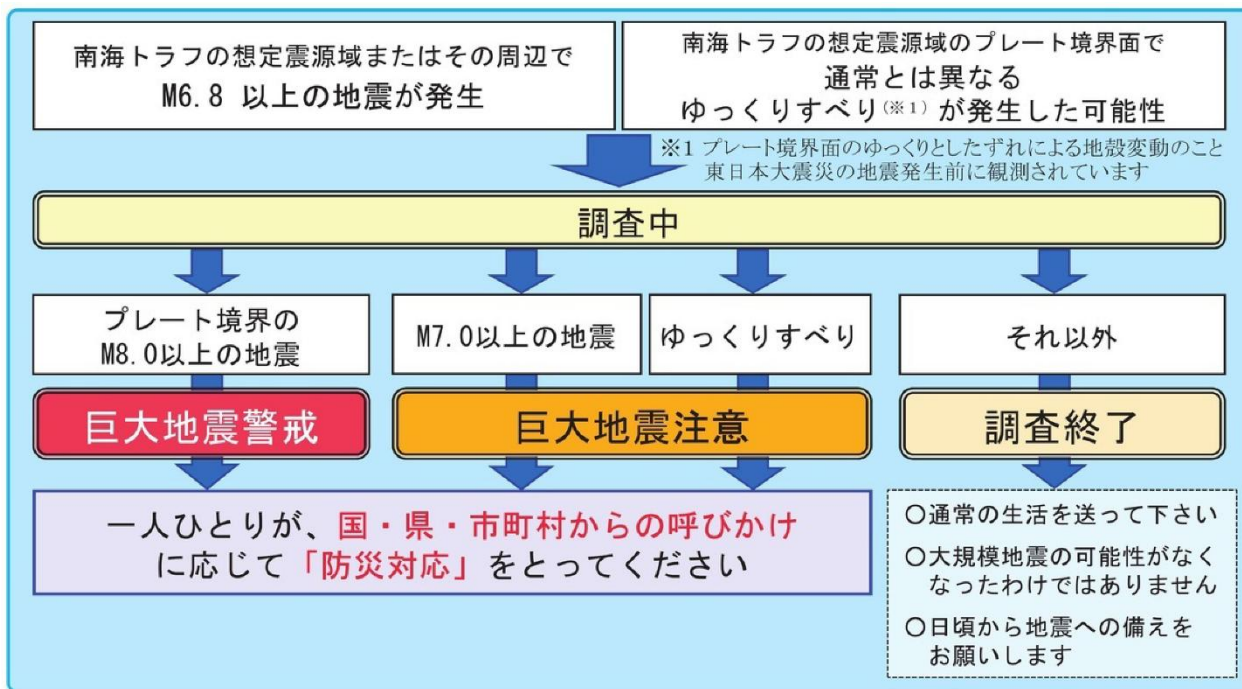
南海トラフ地震は、関東から九州に至る広域な地域に被害が発生する可能性があり、災害発生時に隣接府県からの応援を求めることは困難であるため、町は県と連携し、広域的な災害対応体制の整備に努める。

なお、その際には、東南海地震と南海地震の連続発生を考慮した応急対策要員の配置等の対応策についても考慮する。

## 第3章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

### 第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

<和歌山地方气象台、地域防災課>



#### 1 町の対応

南海トラフ地震臨時情報（以下「臨時情報」という。）の種別により、状況に応じた災害対応を行う。

- (1) 職員の配備基準については、序編第1編第1章第2節「動員計画」並びに「町職員災害対策初動マニュアル」に定めるものによる。
- (2) 臨時情報が発表された場合の町民住民等への周知については、第3編第1章第4節「災害広報計画」に定めるものによる。
- (3) 国からの指示が発せられた場合は、町民住民等に対して、平常時平時からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。
- (4) 町有施設等については、緊急点検や巡視等を行う。

#### 2 町民住民等の対応

気象庁から臨時情報（調査中）が発表された場合で、被災地から離れており、後発地震に備える必要がある場合は、次の臨時情報が発表された際、最初の地震から1週間基本的には「巨大地震注意」は1週間、「巨大地震警戒」は2週間（「巨大地震警戒」で1週間、「巨大地震注意」で1週間、計2週間）、臨時情報の種別に応じて、町民住民等は次のような対応を行う。

## 「南海トラフ地震臨時情報」発表時取るべき対応

地震発生から最短2時間後	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）
（最短） 2時間程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>日頃からの地震への備えの再確認</li> <li><b>揺れを感じたら直ぐに避難</b>できる準備</li> <li>地震発生後の避難では間に合わない可能性のある住民は<b>事前避難</b></li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>日頃からの地震への備えの再確認等</li> <li><b>揺れを感じたら直ぐに避難</b>できる準備</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。</li> </ul> 
1週間（※）	<ul style="list-style-type: none"> <li>日頃からの地震への備えの再確認等</li> <li><b>揺れを感じたら直ぐに避難</b>できる準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。</li> </ul> 	
2週間	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。</li> </ul>		

※ 通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過したときまで

### （1）巨大地震注意「ゆっくりすべり」の場合

平常時平時からの地震への備えを再確認する等の防災対応を行う。

### （2）巨大地震注意（M7以上M8未満の地震）

（1）の対応に加えて、必要に応じて自主的に避難を行う。

### （3）巨大地震警戒（M8以上の地震）

（1）、（2）の対応に加えて、地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難を行う。また、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難を行う。

## 3 日頃からの地震の備え

- 非常用持ち出し袋の準備
- 水や食料の備蓄
- 避難場所や避難経路の確認（防災マップの確認）
- 家族との連絡手段の確認
- 家具の固定（※町に補助制度あり）
- 感震ブレーカーの設置（※町に補助制度あり）
- 住宅の耐震化など

## 第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

＜和歌山地方気象台、防災関係機関、各事業者、全課＞

### 1 措置の方針

防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画第3編に定める地震応急対策等を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

### 2 具体的な措置内容

#### （1）事前避難対象地域

九度山町は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震被害が発生するおそれがある「南海トラフ地震防災対策推進地域」に含まれますが、巨大地震警戒発表時に事前避難を要する「事前避難対象地域」を設定する「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」には含まれていない。

そのため、本町においては、「巨大地震警戒」「巨大地震注意」のいずれが発表された場合でも、日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備をするよう、住民に呼びかけを行うことを基本としている。

#### （2）避難計画

後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る避難計画は、第3編第3章第3節「避難計画」に定めるところによる。

国からの指示が発せられた場合において、要配慮者等及び地域住民等は、町の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難する。指定避難所の場所、避難の経路及び方法については、町において別に定める。

なお、町長が発令する避難情報等の基準は、第4編第3章第3節に定めるところによる。

町及び県は、第2編第19章「防災知識普及計画」の定めるところにより、要配慮者等及び地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

また、町及び県は、第3編第1章第4節「災害広報計画」の定めるところにより、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等（要配慮者等除く。）に対し、第2編第19章「防災知識普及計画」の定めるところにより、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等の日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

#### （+3）資機材、人員等の配備手配

##### ア 物資等の調達手配

（ア）地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資等が確保できるよう、町は、第2編第16章第3節「救助物資等備蓄計画」、第3編第3章第4節「食糧食料供給計画」及び第3章第5節「給水計画」に基づき整備しておくものとする。

（イ）町は、県に対して町民住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができるものとする。

##### イ 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に  
応援を要請するものとする。

ウ 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

(ア) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及  
び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、  
配備等の計画を作成するものとする。

(イ) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

#### (2.4) 他機関に対する応援要請

ア 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定  
は資料編のとおりである。(資料編「協定1～40」参照)

イ 町は、必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

#### (3.5) 帰宅困難者への対応

ア 町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間  
事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

イ 帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、町は、帰宅困難者に対する一  
時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

#### (6) 避難所の運営

避難所の開設や受入保護等については、第3編第3章第3節「避難計画」に定めるところによる。

#### (7) 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客  
等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定める。

## 第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

<地域防災課、建設課>

町による施設の整備は、教育施設（避難場所を含む。）、保育所等の多数の人が利用する施設の耐震化が完了し、地区集会所等の避難所となる施設についても、順次、建て替え等により整備を進めているところである。

### 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化

災害発生時には建築物の倒壊による災害の発生が予測されるので、~~本計画~~「第2編第8章「地震防災施設緊急整備計画」をもとに、一般住宅等での家具固定や感震ブレーカー設置促進、耐震診断及び耐震改修の実施促進、また災害時において防災上重要な拠点となる公共建築物の耐震診断及び耐震補強等の実施に努める。

### 2 避難場所、避難経路の整備

**町民住民**の生命、身体の安全を確保するため、被災者を一次収容するための安全な避難場所をあらかじめ指定し、その整備と保全に努める。また、避難場所に迅速かつ安全に避難させるため、避難路の指定と整備に努める。

### 3 土砂災害防止施設

急傾斜地等においては地震により土砂災害の発生が懸念されることから、被害を最小限に食い止められるよう、災害防止事業を推進する。

### 4 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

消防団による拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用設備のほか、その他の消防設備についての整備も進める。

### 5 緊急輸送を確保するために必要な道路及び橋梁の整備・改修

緊急輸送を確保するために必要な道路及び橋梁の整備・改修については、これまでに整備が完了しているが、孤立集落対策のため、今後においても引き続き整備を進める。

### 6 通信設備の整備

通信施設の整備については、防災行政無線を始め、各地域の拠点に設置した孤立集落用無線機や衛星携帯電話などの整備を進めてきたが、今後においても第2編第16章第1節「消防施設整備計画」をもとに整備を進める。

#### (1) 防災行政無線

防災行政無線（同報系）設備は、平成10年度にアナログ同報系設備を整備したが、老朽化により、令和~~2~~6年度~~より~~に、新たに60~~MHz~~MHz帯の同報系デジタル化への更新工事に着手した~~が完了した~~。令和~~2~~2年度に親局・中継局・簡易中継局を整備し、令和~~3~~3年度以降に順次、~~屋外子局等の更新を進めていく。~~

#### (2) その他の防災機関等の無線

孤立集落無線、衛星携帯電話だけでなく、登録制メールや町公式LINEなどの情報ツールを活用し、迅速かつ正確な情報提供の促進に努める。

## 第5章 防災訓練計画

### <地域防災課>

- 1 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び町民住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 3 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 4 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
  - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
  - (2) 要配慮者に対する避難誘導訓練
  - (3) 災害の発生の状況、避難指示等、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

## 第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

<地域防災課>

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

### 1 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各課、各機関に行うものとする。防災教育の例は次のとおりである。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (2) 地震に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に、町職員が具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

### 2 町民住民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、町民住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情にあわせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、以下の項目等の実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (2) 地震に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所土砂災害警戒区域等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 町民住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平常時平時からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

### 3 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるために必要な窓口を設置するとともに、その旨の周知徹底を図るものとする。

